



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建設局公園部計画課	1
規則	東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	3
規則	神戸市公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則	健康局環境衛生課	8
規則	神戸市立自然の家条例施行規則の一部を改正する規則	文化スポーツ局スポーツ企画課	16
訓令甲	神戸市広報広聴事務規程の一部を改正する訓令	市長室広報戦略部	21
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(東クリーンセンター)	環境局施設課	23
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(港島クリーンセンター)	環境局施設課	24
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(西クリーンセンター)	環境局施設課	25
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(落合クリーンセンター)	環境局施設課	26
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(資源リサイクルセンター)	環境局業務課	27
告示	令和6年度神戸市一般廃棄物処理実施計画	環境局環境創造課	28
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	29
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	32
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道友が丘108号線他)	建設局道路管理課	34
告示	道路法による歩行者専用道路の指定(市道山ノ街59号線他)	建設局道路管理課	39
告示	道路法による自転車歩行者道路の指定(市道多聞台67号線他)	建設局道路管理課	40
告示	動物園及び駐車場使用料の収納事務の委託	建設局王子動物園	41
告示	宅地造成等工事規制区域の指定	建設局防災課	42
告示	しあわせの森有料公園施設の利用料金の承認	建設局公園部管理課	44

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	港湾施設の供用開始(新港東旧第5突堤荷さばき地)	港湾局経営課	51
告示	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	行財政局税務部税制企画課	52
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件(平成28年9月告示第352号、平成29年4月告示第11号及び平成29年6月告示第163号)の一部改正	行財政局業務改革課	53
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新(特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク)	地域協働局地域活性課	54
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神出町東自治会)	地域協働局地域活性課	55
告示	市営住宅退去者滞納家賃等収納業務の委託	建築住宅局住宅管理課	56
告示	神戸市しあわせの村内施設の利用料金の承認	福祉局政策課	57
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	67
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	70
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	72
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	74
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	75
告示	農業集落排水処理施設使用料の徴収に係る指定公金事務取扱者の指定	経済観光局農政計画課	76
告示	犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料徴収事務の委託	健康局環境衛生課	77
告示	神戸市立青少年科学館条例の規定に基づく使用料等の徴収事務の委託	文化スポーツ局文化交流課	80
告示	利用料金の承認(神戸市立自然の家)	文化スポーツ局スポーツ企画課	81
告示	貸付料徴収事務の委託	文化スポーツ局スポーツ企画課	84
公告	都市公園の設置(複合産業団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	85
公告	都市緑地法による市民緑地設置管理計画の変更認定	建設局公園部計画課	86
公告	都市公園の区域変更(中落合公園)	建設局公園部管理課	87
公告	都市公園の廃止(摩耶埠頭公園)	建設局公園部管理課	88
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区日向2丁目)他1	都市局都市計画課	89
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	90

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

種類	件名	所管部署	ページ
交通局	神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	91
交通局	神戸市交通局タッチ決済乗車券取扱規程	交通局経営企画課	107
交通局	神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	112
交通局	神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程	交通局営業推進課	115
交通局	神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	126
交通局	神戸市交通局事業者選定委員会規程	交通局経営企画課	130
交通局	路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料についての一部改正	交通局自動車部市バス運輸サービス課	132
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託	交通局営業推進課	136
交通局	指定納付受託者の指定	交通局営業推進課	139
交通局	本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅についての一部を改正する告示	交通局営業推進課	140
教育委員会	神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則	教育委員会事務局総務部総務課	144
教育委員会	教育長権限事務委任規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	145
固定資産評価審査委員会	神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程の公布について	固定資産評価審査委員会事務局	147
保健所	保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	健康局保健所保健課	148

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第51号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為） 第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 （1）～（22） [略] （23） <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁	（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為） 第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 （1）～（22） [略] （23） <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る

港施設の管理に係る行為 (24)～(27) [略] (28) 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置（<u>発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。</u>）又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除く。） (29)～(39) [略]	行為 (24)～(27) [略] (28) 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置（<u>発電の用に供する電気工作物の設置を除く。</u>）又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除く。） (29)～(39) [略]
---	---

様式第1号、様式第10号及び様式第11号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第52号

東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

第1条 東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（平成26年8月規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、平成26年までに設定が解除</u>	<u>次に掲げる場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。</u>

<u>された避難指示解除準備区域に住所を有していた場合を除く。</u>	(1) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）により設定された帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域又は本部長指示により設定されていた緊急時避難準備区域であった区域に住所を有していたため避難を行っている場合</u> (2) <u>居住していた住居が原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長により特定避難勧奨地点に現に設定され、又は設定されていたため避難を行っている場合</u>
--	--

第2条 東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、 <u>平成27年</u> までに設定が解除された避難指示解除準備区域に住所を有していた場合を除く。	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、 <u>平成26年</u> までに設定が解除された避難指示解除準備区域に住所を有していた場合を除く。

第3条 東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難

区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、 <u>平成28年</u> までに設定が解除された <u>居住制限区域又は避難指示解除準備区域</u> に住所を有していた場合を除く。	区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、 <u>平成27年</u> までに設定が解除された避難指示解除準備区域に住所を有していた場合を除く。
--	---

第4条 東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っている場合は、神戸市国民健康保険条例

施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、<u>平成29年</u>までに設定が解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していた場合を除く。	施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。ただし、<u>平成28年</u>までに設定が解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していた場合を除く。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の規定 令和7年4月1日

（2）第3条の規定 令和8年4月1日

（3）第4条の規定 令和9年4月1日

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則は、令和6年度分以降の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則は、令和7年度分以降の保険料について適用し、令和6年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則は、令和8年度分以降の保険料について適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則は、令和9年度分以降の保険料について適用し、令和8年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

神戸市公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第53号

神戸市公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則

神戸市公衆浴場法等施行細則（昭和61年6月規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

（第1面）

公 衆 浴 場 営 業 許 可 申 請 書 年 月 日	
神戸市長 宛 公衆浴場法第2条第1項による許可を受けたいので申請します。	
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話（ ） ー
申請者氏名及び生年月日 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	 年 月 日生
営業施設の所在地	電話（ ） ー
営業施設の名称	
営業の種別	一般公衆浴場・その他の公衆浴場（ ）
公衆浴場の種類	温湯・潮湯・温泉・葉湯・その他（ ）

1 記入上の注意

(1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

(2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。

(3) この様式において「一般公衆浴場」とは神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する一般公衆浴場を、「その他の公衆浴場」とは同条第2項に規定するその他の公衆浴場をいいます。

2 添付書類

法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

(第2面)

管 理 者 (設置する場合)	住 所		
	氏 名 生年月日	年 月 日生	
建築物の構造及び工事の種別	造 階建 (階部分)	工事の種別 (既設・新築・増築・改築・用途変更・模様替)	
建 築 確 認 申 請	申請済 (申請 年 月 日 受理 第 号)	未 申 請	
施 設 の 状 況	年 月 日着工 年 月 日完成	用途地域 地域	
敷 地 面 積 m ²	建築延べ面積 m ²	営業施設延べ面積 m ²	
入 浴 料 金	大人 円、 中人 円	小人 円、	
使 用 水 の 種 類	公衆浴場	上水道水・簡易水道水・井戸水 (その他)	
	洗面設備	上水道水 (その他)	
使 用 燃 料	重油・まき・おがくず (その他)		
隣接する既設の一般公衆浴場の名称及びその最短直線距離 (営業施設の周辺250mの区域内にある場合に限る。) 名称 最短直線距離 m			
土地及び建物の所有者の住所及び氏名 (一般公衆浴場の場合に限る。)			
土地	住所	氏名	
建物	住所	氏名	

(第3面)

構造設備の概要(一般公衆浴場)	脱衣室	男女の区別	あ る こ と 。	有 ・ 無	
		番 台	設ける場合	男女の脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにすること。	適 ・ 不 適
			設けない場合	男女の脱衣室の境界の通り口を設ける場合、番台の前面に接するようにし、相互に見通しのできないようにすること。	適 ・ 不 適
		設けない場合	男女の脱衣室への出入りの状況を見通せる場所に適正な利用の状況を把握するための設備を設けること。	適 ・ 不 適	
			脱衣室及び浴室の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。	適 ・ 不 適	
	衣 室				男 子 脱 衣 室 女 子 脱 衣 室
		男女間相互及び外部からの見通し	で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		出 入 口 の 構 造	開き戸以外の戸であること。	引違戸・引込戸・〔その他〕	引違戸・引込戸・〔その他〕
		換気設備	窓	有 ・ 無	有 ・ 無
		換気設備	機械換気設備	有 ・ 無	有 ・ 無
		照 明 設 備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
		床 面 積	9 m ² 以 上	m ²	m ²
		洗 面 設 備	設けること。 上水道水を原則とする。	有〔使用水〕・無	有〔使用水〕・無
		衣類及び携帯品の保管設備	各自安全に保管できる設備	有 ・ 無	有 ・ 無
		男女の区別	あ る こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	浴 室				男 子 浴 室 女 子 浴 室
		男女間相互及び外部からの見通し	で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		出 入 口 の 構 造	開き戸以外の戸であること。	引違戸・引込戸・〔その他〕	引違戸・引込戸・〔その他〕
		換気設備	窓	有 ・ 無	有 ・ 無
		換気設備	機械換気設備	有 ・ 無	有 ・ 無
		照 明 設 備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
		床 面 積 () 内は、浴槽部分を除く床面積	12 m ² 以 上	(m ²)	(m ²)
		天 井 の 構 造	水滴が落下しないようにすること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		床 材 料	耐 水 材 料		
		面 構 造	勾配を設け、汚水が停滞せず完全に排水できること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		上がり用水栓及び上がり用湯栓	各 (1 個 / 4 m ²) 以上 水又は湯の区別が標示されていること。	個数 組 標示 適 ・ 不 適	個数 組 標示 適 ・ 不 適

(第4面)

主浴槽	内 の り 面 積	2 . 1 ㎡ 以 上	㎡	㎡	
	深 さ	0 . 5 m 以 上	m	m	
構 造		汚水が流入しないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	
副浴槽の種類・大きさ（内りの面積×深さ）					
特殊な設備（該当欄だけ記入してください。）	打たせ湯 及びシャワー		循環している浴 槽水を用いる構 造でないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	熱気室等 を使用する 入浴設備	熱 気 等 の 種 類		湿熱式・乾熱式 〔その他〕	湿熱式・乾熱式 〔その他〕
		温 度 の 識 別	熱気室内の温度を外部から識 別することができること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		放 熱 設 備	直接入浴者の身体に接しない こと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		適正な利用温 度の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示 すること。	有 ・ 無	有 ・ 無
		外部からの見 通し	外部から熱気室内が見通すこ とができること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		シャワー又は 浴槽	熱気室に付設すること。	有 ・ 無	有 ・ 無
	露天風呂	男女間相互及 び外部からの 見通し	で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		構 造	汚水が浴槽内に流入しないこ と。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		出 入 り	脱衣室又は浴室から露天風呂 又はこれに附帯する通路に、直 接出入りできるようにするこ と。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
温泉等（温泉・潮湯・薬湯等）を使用する入浴設備	シャワー又は 浴槽	浴 室 に 設 け る こ と 。	有 ・ 無	有 ・ 無	
便 所	便 器	大便器 個 小便器 個	男子	女子	
	流水式手洗い設備	有 ・ 無	有 ・ 無		
タオル、くし、かみそり等の 消毒及び保管設備 （貸与する場合）	貸与するタオル等の種類	タオル、くし、 かみそり〔その他〕	タオル、くし、 かみそり〔その他〕		
	タオル、くし及び その他浴用品の消毒方法				
	保管設備				
履物類の保管設備	各自安全に保管することのできる設備を設 けること。		有 ・ 無		
入浴料金の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。		掲示箇所		

(第5面)

構造設備の概要	施設の利用状況を確認することができる設備			施設の出入口付近に設けること。	有 (場所) ・ 無
	男 女 の 区 別		あること(市長が風紀上支障がないと認める脱衣室を除く。)	適 ・ 不 適	
脱衣室				男 子 脱 衣 室	女 子 脱 衣 室
	男女間相互及び外部からの見通し		で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	換気設備	窓	設けること。 CO ₂ 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有 ・ 無	有 ・ 無
		換気上有効な機械換気設備		有 ・ 無	有 ・ 無
	照明設備		床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
	床 面 積			m ²	m ²
浴室	洗面設備		設けること。 上水道を原則とする。	有 (使用水) ・ 無	有 (使用水) ・ 無
	衣類及び携帯品の保管設備		各自安全に保管できる設備	有 ・ 無	有 ・ 無
	男 女 の 区 別		あること(市長が風紀上支障がないと認める浴室を除く。)	適 ・ 不 適	
				男 子 浴 室	女 子 浴 室
	男女間相互及び外部からの見通し		で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	換気設備	窓	設けること。 CO ₂ 濃度を1500ppm以下に保つこと	有 ・ 無	有 ・ 無
換気上有効な機械換気設備		(CO ₂ を発生する温泉の浴室を除く。)	有 ・ 無	有 ・ 無	
公共浴場	照明設備		床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
	床 面 積		12 m ² 以 上	m ²	m ²
	天井の構造		水滴が落下しないようにすること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	床材	材料	耐 水 材 料		
		構 造	勾配を設け、汚水が停滞せず完全に排水できること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	上がり用水栓及び上がり用湯栓		適当な数を設けること。 水又は湯の区別が標示されていること。	個数 標示 適 ・ 不 適	個数 標示 適 ・ 不 適
	浴槽の種類・大きさ(内のり面積×深さ)				
	浴槽 (温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられたものに限る。)	内のり面積	2.1 m ² 以 上	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		深 さ	0.5 m 以 上	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		構 造	汚水が流入しないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
打たせ湯及びシャワー		循環している浴槽水を用いる構造でないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	

(第6面)

熱気等を使用する入浴設備 特殊な設備(該当欄だけ記入してください)	熱気等の種類		湿熱式・乾熱式 (その他)	湿熱式・乾熱式 (その他)	
	温 度 の 識 別	熱気室内の温度を外部から識別することができること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	
	放 熱 設 備	直接入浴者の身体に接しないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	
	適正な利用温度の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。	有 ・ 無	有 ・ 無	
	外部からの見通し	外部から熱気室内が見通すことができること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	
	シャワー又は浴槽	熱気室に付設すること。	有 ・ 無	有 ・ 無	
	露天風呂	男女間相互及び外部からの見通し	で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		構 造	汚水が浴槽内に流入しないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		出 入 り	脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
	温泉等(温泉・潮湯・薬湯等)を使用する入浴設備	シャワー又は浴槽	浴室に設けること。	有 ・ 無	有 ・ 無
		男子	女子		
便 所	便 器	大便器 個 小便器 個	大便器 個		
	流 水 式 手 洗 い 設 備	有 ・ 無	有 ・ 無		
タオル、くし、かみそり等の消毒及び保管設備(貸与する場合)	貸与するタオル等の種類	タオル、くし、かみそり (その他)	タオル、くし、かみそり (その他)		
	タ オ ル 、 く し 及 び そ の 他 浴 用 品 の 消 毒 方 法				
	保 管 設 備				
履 物 類 の 保 管 設 備	各自安全に保管することのできる設備を設けること。		有 ・ 無		
入 浴 料 金 の 掲 示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。		掲示箇所		

(注) 入浴者のいずれか一方の性別に限定した施設にあっては、該当欄にだけ記入し、その他の欄には斜線を入れてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市公衆浴場法等施行細則様式第1号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市立自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第54号

神戸市立自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立自然の家条例施行規則（平成31年3月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休所日） 第2条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。 (1) <u>火曜日（11月から翌年の3月までの期間に限る。）</u> (2) [略] 2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、臨時に休所日を変更し、又は設けることができる。 <u>（行為の禁止）</u> 第3条 条例第7条に規定する規則で	（休所日） 第2条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。 (1) <u>月曜日（4月から10月までの月曜日を除く。）</u> (2) [略] 2 <u>条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）</u>は、特に必要と認めるときは、臨時に休所日を変更し、又は設けることができる。 <u>（使用者の範囲）</u> 第3条 自然の家を使用できる者は、

定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 使用許可を受けた施設以外の施設への立入り

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為その他他人に迷惑を及ぼす行為

(3) 所定の場所以外の場所又は所定の時間以外の時間での飲酒又は喫煙その他火気の使用

(4) 許可を受けないで物品の販売、貸付その他の営利行為を行うこと

(5) 許可を受けないで旗、幕、看板又は貼り紙その他これらに類するものの掲揚又は掲示を行う行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が自然の家の管理運営上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第4条 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 自然の家の管理に係る人員の配置計画に関する書類

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第1条に定める学校の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者

(2) 一般青少年団体及びその引率者

(3) 生涯学習に係る活動を行う団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当であると認める者

(使用料の納付)

第4条 使用料は前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料以外の費用を負担する場合においては、使用終了後直ちにその額を納付しなければならない。

(3) 自然の家の管理に関する業務の
収支予算書

(4) 定款又は寄附行為及び登記事項
証明書（法人以外の団体にあつて
は、これらに相当する書類）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要があると認める書類

（使用料の減免）

第5条 条例第8条に規定する使用料
の減免は、次に掲げるとおりとす
る。

(1) 市の機関が自然の家の事業とし
て使用する場合 免除

(2) 学校教育法第1条に規定する学
校（大学を除く。）の幼児、児童、
生徒又は学生及びその引率者が教
育課程又は授業科目に基づく学習
活動を行う場合

ア 条例別表第1号に定める使用
料 5割減

イ 条例別表第2号に定める使用
料 免除

(3) 前2号に掲げるもの以外の者が
使用する場合で、地方公共団体の
機関が条例第1条に規定する目的
を達成するために使用する場合
5割減

(4) 前3号に掲げるもののほか、指
定管理者が必要と認める場合 指
定管理者が定める額

(施行細目の委任) <u>第5条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。 附 則 1 [略] (指定管理者不在等期間における施	<u>(遵守事項)</u> <u>第6条</u> <u>条例第4条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u> (1) <u>使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。</u> (2) <u>騒音又は大声を発し、暴力を用いる行為その他の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</u> (3) <u>施設内及びその周辺において、所定の場所及び時間以外で飲酒をしたり、所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。</u> (4) <u>施設内及びその周辺において物品の販売その他の営利行為をしないこと。</u> (5) <u>許可なく旗、幕、看板又は貼り紙その他これらに類するものの掲揚又は掲示をしないこと。</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。</u> (施行細目の委任) <u>第7条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>文化スポーツ局長</u>が定める。 附 則 1 [略] (指定管理者不在等期間における施
--	--

設の管理に関する業務) 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第2条第2項及び第3条第6号の規定の適用については、<u>これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u>	設の管理に関する業務) 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間 <u>(以下「指定管理者不在等期間」という。)</u>における第2条第2項、第3条第4号、第4条第1項、第5条第4号の規定の適用については、<u>第2条第2項中「条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第3条第4号、第4条第1項、第5条第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u>
---	--

附 則

この規則は、神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例（令和5年9月条例第6号）の施行の日から施行する。

訓令甲第4号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市広報広聴事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市広報広聴事務規程の一部を改正する訓令

神戸市広報広聴事務規程（昭和45年8月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市長室長が行う広報広聴事務） 第3条 市長室長は、次に掲げる広報広聴事務を行う。 （1）～（3） [略] （4） 市政展示コーナー <u>及びこれに類するもの</u>の管理及び運営 （5） [略]	（市長室長が行う広報広聴事務） 第3条 市長室長は、次に掲げる広報広聴事務を行う。 （1）～（3） [略] （4） 市政展示コーナーの管理及び運営 （5） [略] （6） <u>花時計ギャラリーの管理及び運営</u>

<u>(6)</u> [略] (広報広聴事務の調整) 第6条 <u>局及び区役所（以下「局等」という。）の実施する個別的な広報広聴事務のうち、広報印刷物の取扱いについては、神戸市広報印刷物取扱規程（昭和50年4月訓令甲第1号）の定めるところによる。</u> <u>2</u> 市長室長は、<u>前項</u>に定めるもののほか、必要があると認めたときは、局等の長に対し、意見を述べることができる。	<u>(7)</u> [略] (広報広聴事務の調整) 第6条 <u>局及び区役所（以下「局等」という。）の実施する個別的な広報広聴事務のうち、新聞、雑誌、ラジオ又はテレビジョンによる広報活動については、市長室長に合議し、その効率的な処理及び運用を図らなければならない。</u> <u>2</u> 局等の実施する個別的な広報広聴事務のうち、広報印刷物の取扱いについては、神戸市広報印刷物取扱規程（昭和50年4月訓令甲第1号）の定めるところによる。 <u>3</u> 市長室長は、<u>前2項</u>に定めるもののほか、必要があると認めたときは、局等の長に対し、意見を述べることができる。
--	---

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市告示第648号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤 定 孝 光
- 2 委託内容
東クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和6年4月1日
- 4 委託年月日
令和6年4月1日

神戸市告示第649号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号

神戸市生活環境事業協同組合

理事長 藤 定 孝 光

2 委託内容

港島クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務

3 指定年月日

令和6年4月1日

4 委託年月日

令和6年4月1日

神戸市告示第650号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤 定 孝 光
- 2 委託内容
西クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和6年4月1日
- 4 委託年月日
令和6年4月1日

神戸市告示第651号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤 定 孝 光
- 2 委託内容
落合クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和6年4月1日
- 4 委託年月日
令和6年4月1日

神戸市告示第652号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市中央区元町通6丁目5番4号
つるかめ管財株式会社
代表取締役 井上 寛之
- 2 委託内容
資源リサイクルセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和6年4月1日
- 4 委託年月日
令和6年4月1日

神戸市告示第653号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第654号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月8日	
	中央区長期放置	自転車 21 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月10日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 1 台		
	中央区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 5 台	令和6年2月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29 台 原動機付自転車 1 台	令和6年2月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月17日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 1 台	令和6年2月24日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 2 台	令和6年2月1日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月6日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12 台 原動機付自転車 1 台	
	駐輪場内	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台	
	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月8日
	兵庫区長期放置	自転車 23 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月13日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月14日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月17日
	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月24日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和6年2月28日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	

神戸市告示第655号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子 8 丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和 6 年 2 月 7 日	垂水区福田 5 丁目 6 番20号 建設局垂水建設事務所 電話 7 0 7－0 2 3 4
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 1 台	令和 6 年 2 月13日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和 6 年 2 月16日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和 6 年 2 月21日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和 6 年 2 月26日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
友が丘108号線	神戸市須磨区友が丘9丁目27番17地先	神戸市須磨区友が丘9丁目27番15地先
多聞台64号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番13地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番12地先
多聞台65号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番14地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番16地先
多聞台66号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番13地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番16地先
多聞台67号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番9地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番10地先
多聞台68号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番11地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番10地先
多聞台69号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番16地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番15地先
多聞台70号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番12地先	神戸市垂水区多聞台4丁目121番11地先
山ノ街47号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻1番3地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻13番16地先
山ノ街48号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻2番23地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻4番6地先
山ノ街49号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻5番8地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻7番11地先
山ノ街50号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻8番9地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻7番25地先
山ノ街51号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻13番15地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻12番3地先
山ノ街52号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻10番13地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻9番22地先
山ノ街53号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻11番13地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻10番1地先
山ノ街54号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻3番15地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻4番6地先

山ノ街55号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 5番8地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 6番1地先
山ノ街56号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 8番9地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 11番12地先
山ノ街57号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 9番22地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 12番18地先
山ノ街58号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 13番3地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 12番5地先
山ノ街59号線	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 7番26地先	神戸市北区山田町下谷上字今草辻 7番23地先
みずき台1号線	神戸市垂水区みずき台2021番地先	神戸市垂水区みずき台2040番地先
みずき台2号線	神戸市垂水区みずき台130番地先	神戸市垂水区みずき台30番地先
みずき台3号線	神戸市垂水区みずき台109番地先	神戸市垂水区みずき台117番地先
みずき台4号線	神戸市垂水区みずき台83番地先	神戸市垂水区みずき台91番地先
みずき台5号線	神戸市垂水区みずき台66番地先	神戸市垂水区みずき台75番地先
みずき台6号線	神戸市垂水区みずき台51番地先	神戸市垂水区みずき台58番地先
みずき台7号線	神戸市垂水区みずき台30番地先	神戸市垂水区みずき台90番地先
みずき台8号線	神戸市垂水区みずき台35番地先	神戸市垂水区みずき台36番地先
みずき台9号線	神戸市垂水区みずき台208番地先	神戸市垂水区みずき台91番地先
みずき台10号線	神戸市垂水区みずき台100番地先	神戸市垂水区みずき台146番地先
みずき台11号線	神戸市垂水区みずき台145番地先	神戸市垂水区みずき台161番地先
みずき台12号線	神戸市垂水区みずき台145番地先	神戸市垂水区みずき台141番地先
みずき台13号線	神戸市垂水区みずき台142番地先	神戸市垂水区みずき台199番地先
みずき台14号線	神戸市垂水区みずき台2007番地先	神戸市垂水区みずき台188番地先
みずき台15号線	神戸市垂水区みずき台163番地先	神戸市垂水区みずき台170番地先
みずき台16号線	神戸市垂水区みずき台314番地先	神戸市垂水区みずき台209番地先
みずき台17号線	神戸市垂水区みずき台318番地先	神戸市垂水区みずき台319番地先
みずき台18号線	神戸市垂水区みずき台311番地先	神戸市垂水区みずき台327番地先
みずき台19号線	神戸市垂水区みずき台302番地先	神戸市垂水区みずき台307番地先
みずき台20号線	神戸市垂水区みずき台275番地先	神戸市垂水区みずき台314番地先
みずき台21号線	神戸市垂水区みずき台256番地先	神戸市垂水区みずき台266番地先
みずき台22号線	神戸市垂水区みずき台236番地先	神戸市垂水区みずき台245番地先
みずき台23号線	神戸市垂水区みずき台209番地先	神戸市垂水区みずき台281番地先
みずき台24号線	神戸市垂水区みずき台217番地先	神戸市垂水区みずき台218番地先
みずき台25号線	神戸市垂水区みずき台355番地先	神戸市垂水区みずき台354番地先
みずき台26号線	神戸市垂水区みずき台2002番地先	神戸市垂水区みずき台414番地先
みずき台27号線	神戸市垂水区みずき台380番地先	神戸市垂水区みずき台360番地先
みずき台28号線	神戸市垂水区みずき台416番地先	神戸市垂水区みずき台372番地先
みずき台29号線	神戸市垂水区みずき台466番地先	神戸市垂水区みずき台407番地先
みずき台30号線	神戸市垂水区みずき台447番地先	神戸市垂水区みずき台424番地先
みずき台31号線	神戸市垂水区みずき台2002番地先	神戸市垂水区みずき台439番地先
みずき台32号線	神戸市垂水区みずき台466番地先	神戸市垂水区みずき台502番地先
みずき台33号線	神戸市垂水区みずき台476番地先	神戸市垂水区みずき台475番地先
みずき台34号線	神戸市垂水区みずき台531番地先	神戸市垂水区みずき台514番地先
みずき台35号線	神戸市垂水区みずき台521番地先	神戸市垂水区みずき台2035番地先

みずき台36号線	神戸市垂水区みずき台2036番地先	神戸市垂水区みずき台536番地先
みずき台37号線	神戸市垂水区みずき台537番地先	神戸市垂水区みずき台2001番地先
みずき台38号線	神戸市垂水区みずき台537番地先	神戸市垂水区みずき台606番地先
みずき台39号線	神戸市垂水区みずき台578番地先	神戸市垂水区みずき台555番地先
みずき台40号線	神戸市垂水区みずき台594番地先	神戸市垂水区みずき台569番地先
みずき台41号線	神戸市垂水区みずき台607番地先	神戸市垂水区みずき台586番地先
みずき台42号線	神戸市垂水区みずき台545番地先	神戸市垂水区みずき台544番地先
港島 76 号線	神戸市中央区港島南町 3 丁目 6 番 7 地先	神戸市中央区港島南町 3 丁目 5 番 3 地先
港島 77 号線	神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 2 地先	神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 18 地先
兵庫北 197 号線	神戸市兵庫区下三条町 19 番 9 地先	神戸市兵庫区下三条町 46 番地先
福谷 4 号線	神戸市西区井吹台北町 5 丁目 7 地 先	神戸市西区櫨谷町福谷 245 番 3 地先
池谷 21 号線	神戸市西区櫨谷町池谷字城ヶ谷 145 番 28 地先	神戸市西区櫨谷町池谷字大谷 84 番 2 地先
南僧尾 1 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀 2393番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀 2396番地先
南僧尾 3 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字横尾 902番13地先	神戸市北区淡河町南僧尾字横尾 957番 1 地先
南僧尾 4 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字鶴間 2273番 1	神戸市北区淡河町南僧尾字鶴間 2275番 2
南僧尾 5 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字鶴間 2279番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字横尾垣 2306番地先
南僧尾 6 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字横尾垣 2311番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2161番地先
南僧尾 7 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2205番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2214番地先
南僧尾 9 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2199番 2 地先	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2196番 1 地先
南僧尾10号線	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2204番 1 地先	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2170番地先
南僧尾11号線	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2177番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2190番 1 地先
南僧尾12号線	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2184番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字平井沢 2171番地先
南僧尾13号線	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 2137番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 2126番地先
南僧尾 14 号線	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 2132 番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 2126 番地先
南僧尾15号線	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 2121番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 1131番地先
南僧尾16号線	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 2121番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字正神 1174番 2 地先
南僧尾17号線	神戸市北区淡河町南僧尾字山中 1981番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 1999番地先

南僧尾18号線	神戸市北区淡河町南僧尾字鶴間 2260番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字鶴間 2261番地先
南僧尾19号線	神戸市北区淡河町南僧尾字山中 1929番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字山中 1950番地先
南僧尾20号線	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 2000番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字西北 542番1地先
南僧尾21号線	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 2008番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 2004番地先
南僧尾22号線	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2087番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2067番地先
南僧尾23号線	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2076番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2081番地先
南僧尾24号線	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2072番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2108番地先
南僧尾25号線	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀 2380番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字山中 1921番地先
南僧尾26号線	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀 1899番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀 2374番地先
南僧尾27号線	神戸市北区淡河町南僧尾字東谷 1886番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字前沢 1845番地先
南僧尾28号線	神戸市北区淡河町南僧尾字前沢 1852番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字前沢 1848番地先
南僧尾29号線	神戸市北区淡河町南僧尾字釜塚 1815番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 1988番地先
南僧尾30号線	神戸市北区淡河町南僧尾字釜塚 1815番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字上ノ沢 1733番地先
南僧尾31号線	神戸市北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1799番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1801番地先
南僧尾32号線	神戸市北区淡河町南僧尾字上ノ沢 1735番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字木ノ元 1744番地先
南僧尾33号線	神戸市北区淡河町南僧尾字木ノ元 1758番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字木ノ元 1989番地先
南僧尾34号線	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 1995番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字西北 2019番地先
南僧尾35号線	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2087番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2075番地先
南僧尾36号線	神戸市北区淡河町北畑字北谷447 番地先	神戸市北区淡河町南僧尾字中所 2108番地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
神戸方面第5号線	神戸市中央区北野町1丁目89番2 地先	神戸市中央区北野町1丁目91番3 地先

須磨里72号線	神戸市須磨区明神町3丁目40番2地先	神戸市須磨区明神町3丁目16番地先
須磨里279号線	神戸市須磨区車字霜ノ下1274番1地先	神戸市須磨区車字霜ノ下1270番3地先
山田里289号線	神戸市北区山田町下谷上字門口8番4	神戸市北区山田町下谷上字今草口4番1
東名名谷1号線	神戸市垂水区名谷町字社谷1203番2地先	神戸市垂水区名谷町字社谷1384番地先
東名名谷4号線	神戸市垂水区名谷町字社谷1385番23地先	神戸市垂水区名谷町字社谷1385番24地先
東名名谷17号線	神戸市垂水区名谷町字社谷1211番地先	神戸市垂水区名谷町字社谷1385番3の21地先
東名名谷21号線	神戸市垂水区名谷町字社谷1203番2地先	神戸市垂水区名谷町字社谷1385番12地先
東名名谷24号線	神戸市垂水区名谷町字社谷1219番地先	神戸市垂水区名谷町字社谷1385番3の19番地先
神出村第33号線	神戸市西区神出町小束野字小池58番40地先	神戸市西区神出町小束野字小池58番218地先
居住第5号線	神戸市西区玉津町居住字瓦坂260番1地先	神戸市西区玉津町居住字瓦坂240番2地先

神戸市告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 路線名

山ノ街59号線

みずき台8号線

みずき台10号線

みずき台14号線

みずき台17号線

みずき台24号線

みずき台25号線

みずき台33号線

みずき台35号線

みずき台42号線

2 指定する期日

令和6年3月26日

神戸市告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 路線名

多聞台67号線

多聞台68号線

多聞台69号線

多聞台70号線

港島77号線

2 指定する期日

令和6年3月26日

神戸市告示第659号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により王子動物園及び王子公園駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

名称	所在地	委託期間
株式会社ルート・ワン	愛知県名古屋市中区錦3丁目2番32号 錦アクシスビル	令和6年4月1日から 令和9年1月31日まで
国際セーフティサービス株式会社	神戸市中央区相生町4丁目3番1号ストークビル3階	令和6年4月1日から 令和9年1月31日まで

神戸市告示第660号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1号の規定により、宅地造成等工事規制区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

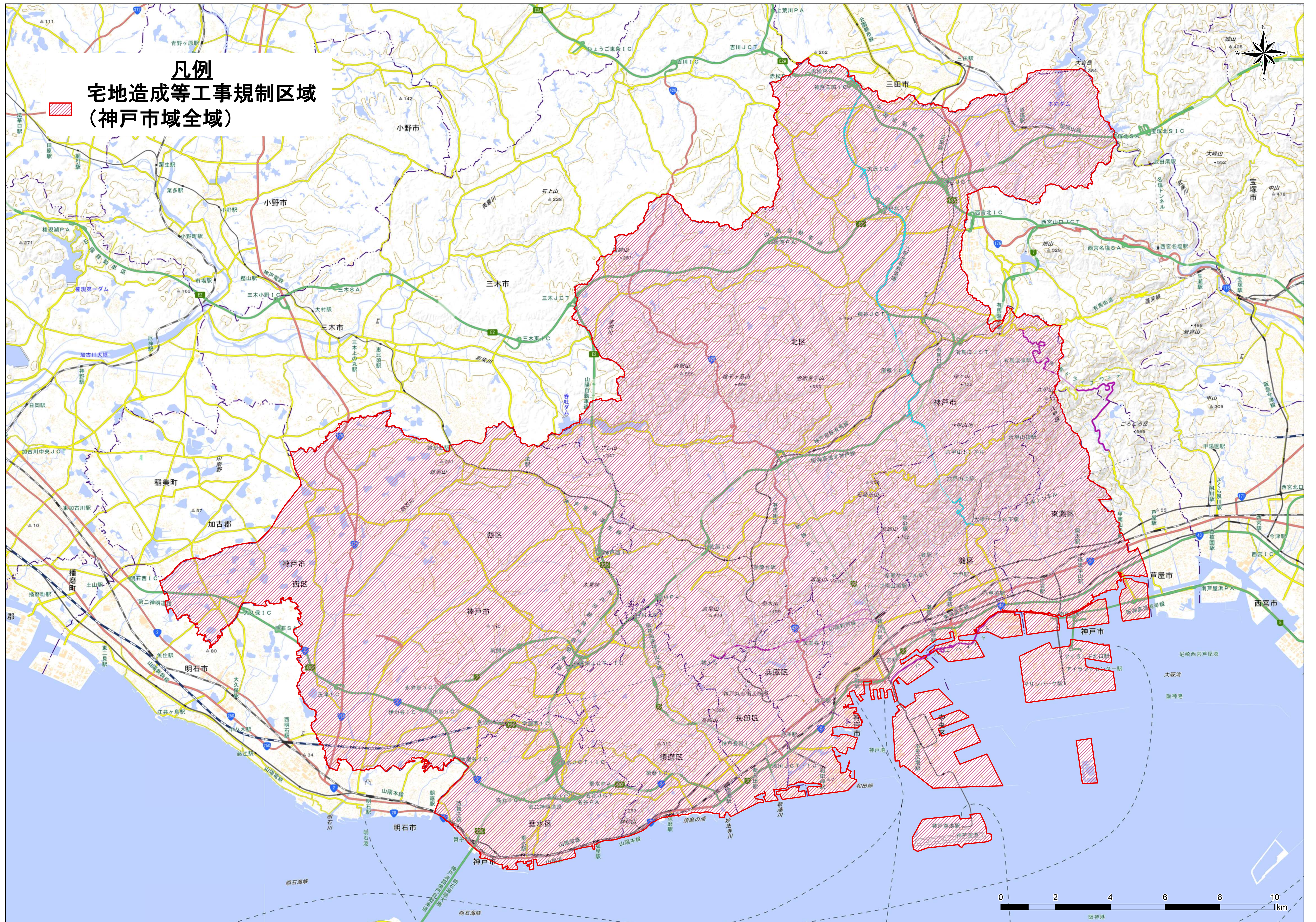
神戸市長 久 元 喜 造

1 区域の表示

別図のとおりとする

2 指定年月日

令和6年4月1日



神戸市告示第661号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号。以下「条例」という。）第23条の2の規定により、総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）第5条第1項に掲げる施設の指定管理者の指定を受けたしあわせの村運営共同事業体（代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会）が、条例第16条の2第1項の規定により、その収入として収受するしあわせの森有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額

（1）運動施設Ⅰ

種 類	都市公園名		区 分	利 用 料 金							個人利用	団体利用			
				独 占 利 用				利 用							
				午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間利用					
陸上競技場	しあわせの森	障害者・高齢者	土・日・祝	3,750円	5,000円		8,750円			1時間 1,250円	1人1回 150円	回数利用券 による場合 11回につき 1,500円			
			その他	3,150円	4,200円		7,350円			1時間 1,050円					
		その他の者	土・日・祝	6,900円	9,200円		16,100円			1時間 2,300円	1人1回 200円				
			その他	5,700円	7,600円		13,300円			1時間 1,900円	回数利用券 による場合 11回につき 2,000円				
球技場	しあわせの森	障害者・高齢者	土・日・祝							1時間 500円					
			その他							1時間 400円					
		その他の者	土・日・祝							1時間 800円					
			その他							1時間 700円					
テニスコート	しあわせの森 （センターコート）	障害者・高齢者	土・日・祝							1面1時間 900円					
			その他							1面1時間 750円					
		その他の者	土・日・祝							1面1時間 1,700円					
			その他							1面1時間 1,400円					
	しあわせの森 （センターコートを除く。）	障害者・高齢者	土・日・祝							1面1時間 750円					
			その他							1面1時間 600円					
		その他の者	土・日・祝							1面1時間 1,400円					
			その他							1面1時間 1,150円					
			アーチェリー場	しあわせの森	障害者・高齢者	土・日・祝	2,700円	3,600円		6,300円				1人1回 250円	回数利用券 による場合 11回につき 2,500円
						その他	2,250円	3,000円		5,250円					
その他の者	土・日・祝	4,300円			5,800円		10,100円			1人1回 400円	回数利用券 による場合 11回につき 4,000円				
	その他	3,600円			4,800円		8,400円								

体育館	しあわせの森	障害者・高齢者	全面	7,500円	10,000円	7,500円	17,500円	17,500円	25,000円	1時間2,500円		
			半面	3,600円	4,800円	3,600円	8,400円	8,400円	12,000円	1時間1,200円		
			3分の1面	2,550円	3,400円	2,550円	5,950円	5,950円	8,500円	1時間850円		
			バドミントンコート							1面1時間300円		
			卓球台							1台2時間250円		
		その他の者	全面	11,400円	15,200円	11,400円	26,600円	26,600円	38,000円	1時間3,800円		
			半面	5,700円	7,600円	5,700円	13,300円	13,300円	19,000円	1時間1,900円		
			3分の1面	3,900円	5,200円	3,900円	9,100円	9,100円	13,000円	1時間1,300円		
			バドミントンコート							1面1時間400円		
			卓球台							1台2時間350円		

(2) 運動施設Ⅱ

種 類	都市公園名		区 分	利 用 料 金								個人利用	団体利用
				独 占 利 用						時間利用			
				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日				
プー	しあわせの森	1月から5月及び10月から12月まで	障害者・高齢者	13,200円	17,600円	13,200円	30,800円	30,800円	44,000円		15歳以上の者(中学生を除く。)1人1回300円 中学生以下の者1人1回150円 回数利用券による場合11回につき15歳以上の者(中学生を除く。)3,000円 中学生以下の者1,500円	教育目的又は障害者の10人以上の団体 個人利用の2割引 その他の10人以上の団体 個人利用の1割引	
			その他の者							15歳以上の者(中学生を除く。)1人1回500円 中学生以下の者1人1回250円 回数利用券による場合11回につき15歳以上の者(中学生を除く。)5,000円 中学生以下の者2,500円			
		6月から9月まで	障害者・高齢者	13,200円	17,600円	13,200円	30,800円	30,800円	44,000円		15歳以上の者(中学生を除く。)1人1回250円 中学生以下の者1人1回150円 回数利用券による場合11回につき15歳以上の者(中学生を除く。)2,500円 中学生以下の者1,500円		

			その他の者							15歳以上の者(中学生を除く。)1人1回 400円 中学生以下の者 1人1回 200円 回数利用券による場合11回につき15歳以上の者(中学生を除く。)4,000円 中学生以下の者2,000円	
トレーニング室	しあわせの森	障害者・高齢者								1人1回(1時間以内)150円 回数利用券による場合11回につき1,500円	
			その他の者							1人1回(1時間以内)200円 回数利用券による場合11回につき2,000円	
スタジオ	しあわせの森	障害者・高齢者							1時間900円		
			その他の者						1時間1,300円		

(3) 温泉

種 類	都市公園名	区分	利 用 料 金								個人利用	団体利用
			独 占 利 用						終日	時間利用		
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間					
温泉	しあわせの森	障害者・高齢者								15歳以上の者(中学生を除く。)1人1日 400円 中学生以下の者 1人1日 200円 回数利用券による場合11回につき15歳以上の者(中学生を除く。)4,000円 中学生以下の者2,000円	教育目的又は障害者の10人以上の団体 個人利用の2割引 その他の10人以上の団体 個人利用の1割引	
		その他の者							15歳以上の者(中学生を除く。)1人1日 800円 中学生以下の者 1人1日 400円 回数利用券による場合11回につき15歳以上の者(中学生を除く。)8,000円 中学生以下の者4,000円			

(4) 会議室等

種 類	都市公園名	区分	利 用 料 金								個人利用	団体利用
			独 占 利 用						時間利用			
			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日				

集会室	しあわせの森	会議室1	障害者・高齢者 その他の者	3,200円 6,300円	4,200円 8,400円	3,200円 6,300円	6,600円 13,200円	6,600円 13,200円	9,000円 17,900円			
		会議室2	障害者・高齢者 その他の者	2,100円 4,200円	2,800円 5,600円	2,100円 4,200円	4,400円 8,800円	4,400円 8,800円	6,000円 11,900円			
		障害者	障害者・高齢者	2,100円	2,800円	2,100円	4,400円	4,400円	6,000円		1人1時間100円	教育目的の10人以上の団体 個人利用の5割引
			その他の者	4,200円	5,600円	4,200円	8,800円	8,800円	11,900円		1人1時間200円	障害者の10人以上の団体 個人利用の2割引 その他の10人以上の団体 個人利用の1割引

(5) 宿泊室、キャンプ場

種 類	都市公園名		区 分	利 用 料 金							個人利用	団体利用
				独 占 利 用								
				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
宿泊室	しあわせの森	和室1	障害者・高齢者								中学生以上の者 1人1泊 1,100円 小学生以下の者 1人1泊 550円	教育目的の10人以上の団体 個人利用の5割引 障害者の10人以上の団体
			その他の者								中学生以上の者 1人1泊 2,200円 小学生以下の者 1人1泊 1,100円	個人利用の2割引 その他の10人以上の団体 個人利用の1割引
		和室2・洋室	障害者・高齢者								中学生以上の者 1人1泊 2,000円 小学生以下の者 1人1泊 1,000円	
			その他の者								中学生以上の者 1人1泊 4,000円 小学生以下の者 1人1泊 2,000円	
キャンプ場	しあわせの森	宿泊場の合	障害者・高齢者								中学生以上の者 1人1回 200円 小学生以下の者 1人1回 100円	教育目的の10人以上の団体 個人利用の5割引 障害者の10人以上の団体 個人利用の2割引
			その他の者								中学生以上の者 1人1回 300円 小学生以下の者 1人1回 150円	その他の10人以上の団体 個人利用の1割引

		宿泊以外の場合	障害者・高齢者							中学生以上の者 1人1回 150円 小学生以下の者 1人1回 75円	
			その他の者							中学生以上の者 1人1回 200円 小学生以下の者 1人1回 100円	
オーキブ場	あせの森	オートキャンプ場1	障害者・高齢者							1区画1回 4,000円	
			その他の者							1区画1回 6,000円	
			障害者・高齢者							1区画1回 1,600円	
			その他の者							1区画1回 2,400円	
		オートキャンプ場2	障害者・高齢者							1区画1回 3,300円	
			その他の者							1区画1回 5,000円	
			障害者・高齢者							1区画1回 1,300円	
			その他の者							1区画1回 2,000円	
ディンク場	あせの森	障害者・高齢者							1区画1回 1,000円	教育目的の10人以上の団体 個人利用の5割引 障害者の10人以上の団体 個人利用の2割引 その他の10人以上の団体 個人利用の1割引	
		その他の者							1区画1回 1,500円		

(6) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	利 用 料 金
場内放送設備	しあわせの森	1台1回1日につき 4,500円
テント(キャンプ場及びオートキャンプ場)	しあわせの森	1張り1回につき 800円
炊事用具	しあわせの森	一式1回につき 400円
コインシャワー	しあわせの森	1回につき 100円
洗濯機	しあわせの森	1回につき 100円
乾燥機	しあわせの森	1回につき 100円
電源	しあわせの森	1 拡声器(持ち込んだものに限る。)に係る電源に使用する場合 1時間につき 60円 2 1以外の用途に使用する場合 1時間につき 120円

備考

- 1 第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用料金は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。
 - (1) 営利を目的とする場合
 - ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。
 - (ア) (イ)及び(ウ)以外のとき。 この表に定める額の5倍に相当する額
 - (イ) しあわせの森陸上競技場及びしあわせの森テニスコート(以下これらを「大規模運動施設」という。)の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき。 この表に定める額の3倍に相当する額
 - (ウ) 大規模運動施設の利用の許可を受けた者が体育以外の目的で利用するとき。 この表に定める額の4倍に相当する額
 - イ 入場料その他これに類する金員を徴収しないとき。
 - (ア) (イ)以外のとき。 この表に定める額の3倍に相当する額
 - (イ) 大規模運動施設の利用の許可を受けた者が体育以外の目的で利用するとき。 この表に定める額の4倍に相当する額
 - (2) 営利を目的としない場合
 - ア 運動施設を体育以外の目的で利用するとき。 この表に定める額の2倍に相当する額
 - イ 入場料その他これに類する金員を徴収するとき(大規模運動施設の利用の許可に係るものを除く。)。 この表に定める額の2倍に相当する額
- 2 正規の利用時間以外の時間における有料公園施設の利用に係る利用料金は、この表に定める額(前項の場合においては、同項による額)の1.5倍に相当する額
- 3 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「終日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 4 この表の(4)会議室等については、午前の利用者に限り午前7時から午前9時まで、夜間の利用者に限り午後9時から午後11時まで利用時間を延長できるものとする。ただし、延長時間に係る利用料金は前々項による額とする。
- 5 大規模運動施設の利用の許可を受けた者が入場料その他これに類する金員を徴収するときの利用料金は、この表による利用料金に当該金員の総額の10パーセントを加算した額とする。
- 6 この表において「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者及びこれらの者の介護人(これらの者ととともに利用するときに限る。)をいう。
- 7 この表において「高齢者」とは、年齢65歳以上の者をいう。
- 8 施設(附属設備を除く。)を独占して利用する場合は、その実際の利用者の半数以上の者が障害者又は高齢者であるときは、障害者又は高齢者が独占して利用したものとしてこの表の規定を適用する。
- 9 オートキャンプ場、デイキャンプ場、又は会議室等を利用する場合は、その実際の利用者の半数以上の者が障害者又は高齢者であるとき、神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が利用するときは、障害者又は高齢者が利用したものとしてこの表の規定を適用する。
- 10 団体又は旅行斡旋業者の斡旋する者の宿泊利用料金は、50パーセントを超えない範囲内で指定管理者が定める額を割引することができる。
- 11 温泉、プール、体育館又はトレーニングジムの利用料金について、下記の割引を設定することができる。

- (1) 団体等との契約により、20 パーセントを超えない範囲内で指定管理者の定める額。
- (2) 施設の活性化を目的に行う各施設のセット販売及び一定期間行うキャンペーン企画として、50 パーセントを超えない範囲内で指定管理者の定める額。

ただし、温泉とプールのセット販売における割引額は、「障害者・高齢者」の「中学生以下の者」については 100 円、「障害者・高齢者」の「15 歳以上の者(中学生を除く。)」及び「その他の者」の「中学生以下の者」については 150 円、「その他の者」の「15 歳以上の者(中学生を除く。)」については 300 円とする。

2 施行年月日

令和 6 年 4 月 1 日

神戸市告示第662号

次の港湾施設は、令和6年4月1日から、その供用を開始する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

荷さばき地

名称	位置	規模
新港東旧第5突堤荷さばき地	神戸市中央区小野浜町	316.03 平方メートル

神戸市告示第663号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第57条第1項の規定により、各区の区域ごとに作成した地方税法（昭和25年法律第226号）第415条第1項に規定する土地価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間及び各区の区域ごとに作成した同項に規定する家屋価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間を次のとおり定め、次の場所で縦覧に供するので、条例第57条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで（午前8時45分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。

2 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所

新長田合同庁舎

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第664号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 8 条第 1 項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称, 使用公印の名称, 様式及び書体並びに印影等の寸法の件（平成 28 年 9 月告示第 352 号、平成 29 年 4 号告示第 11 号及び平成 29 年 6 月告示第 163 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
こども医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方15
重度障害者医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方15
高齢重度障害者医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方15
ひとり親家庭等医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方15
高齢期移行者医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方15

」

を

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
こども医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方11
重度障害者医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方11
高齢重度障害者医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方11
ひとり親家庭等医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方11
高齢期移行者医療費受給者証	市長の印	2	隸書	方11

」

に改める。

神戸市告示第665号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク
代表者	後藤 武
所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号
目的	この法人は、さい帯血の採取、分離・調製、検査、保存、提供の決定、搬送、情報の管理・提供及び普及啓発等に関する事業を行うことにより、全国の白血病等の患者を対象とするさい帯血移植の推進に寄与するとともに、難治性疾患等の新しい治療法の実現をめざして行われる、幹細胞を用いた再生医療に関する研究の進展に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和6年2月20日から令和11年2月19日まで）

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第666号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、神出町東自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	神出町東自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町東字柳原2259番地
代表者の氏名	藤本 浩二
代表者の住所	神戸市西区神出町東1167番地の114

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神出町東自治会 令和6年1月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	坂本 勝生	藤本 浩二
代表者の住所	神戸市西区神出町東237番地の1	神戸市西区神出町東1167番地の114

神戸市告示第667号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名
神戸市営住宅退去者滞納家賃等収納業務
- 2 指定公金事務取扱者
東京都中央区日本橋3丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所
代表社員 田中 泰雄
- 3 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等又は歳出
 - (1) 住宅使用料
 - (2) 行政財産目的外使用料 等
- 4 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年3月15日
- 5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託する日
令和6年4月1日
- 6 委託する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日

神戸市告示第668号

神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）第19条の規定により、総合センターその他の同条例第5条第1項に掲げる施設の指定管理者となったしあわせの村運営共同事業体（代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会）が、同条例第10条第1項の規定により、その収入として収受するしあわせの村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 利用料金の額

(1) 宿泊利用料

施設		時期	使用者の区分		利用料（1人1泊につき）				
					1人の場合	2人の場合	3人の場合	4人の場合	5人以上の場合
総合センター	和室10畳	繁忙期	障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及び高齢者（年齢65歳以上の者をいう。以下同じ。）	市内在住者等	3,600円	2,800円	2,600円	2,500円	2,400円
				市内在住者等以外の者	3,900円	3,100円	2,800円	2,700円	2,600円
			その他の者	市内在住者等	7,200円	5,700円	5,200円	5,000円	4,800円
				市内在住者等以外の者	7,900円	6,200円	5,700円	5,500円	5,200円
		繁忙期以外の日	障害者及び高齢者		3,300円	2,600円			
			その他の者		6,600円	5,200円			

洋室ツイン	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,600円	2,800円	2,600円	—	—
			市内在住者等以外の者	3,900円	3,100円	2,800円	—	—
		その他の者	市内在住者等	7,200円	5,700円	5,200円	—	—
			市内在住者等以外の者	7,900円	6,200円	5,700円	—	—
	繁忙期以外の日	障害者及び高齢者		3,300円	2,600円		—	—
		その他の者		6,600円	5,200円		—	—
グループ室	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	—	—	—	2,500円	2,400円
			市内在住者等以外の者	—	—	—	2,700円	2,600円
		その他の者	市内在住者等	—	—	—	5,000円	4,800円
			市内在住者等以外の者	—	—	—	5,500円	5,200円
	繁忙期以外の日	障害者及び高齢者		—	—	—	2,600円	
		その他の者		—	—	—	5,200円	
洋室特別室	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	7,600円	6,050円	—	—	—
			市内在住者等以外の者	8,200円	6,600円	—	—	—
		その他の者	市内在住者等	15,200円	12,100円	—	—	—
			市内在住者等以外の者	16,500円	13,200円	—	—	—

		繁忙期 以外の 日	障害者及び高 齢者	市内在 住者等	6,800円	5,500円	—	—	—
				市内在 住者等 以外の 者	7,500円	6,050円	—	—	—
			その他の者	市内在 住者等	13,700円	11,000円	—	—	—
				市内在 住者等 以外の 者	15,100円	12,100円	—	—	—
婦 人 交 流 施 設	和 室 10 畳	繁忙期	障害者及び高 齢者	市内在 住者等	3,600円	2,800円	2,600円	2,500円	2,400円
				市内在 住者等 以外の 者	3,900円	3,100円	2,800円	2,700円	2,600円
			その他の者	市内在 住者等	7,200円	5,700円	5,200円	5,000円	4,800円
				市内在 住者等 以外の 者	7,900円	6,200円	5,700円	5,500円	5,200円
		繁忙期 以外の 日	障害者及び高 齢者		3,300円	2,600円			
			その他の者		6,600円	5,200円			
	洋 室 ツ イ ン	繁忙期	障害者及び高 齢者	市内在 住者等	3,600円	2,800円	2,600円	—	—
				市内在 住者等 以外の 者	3,900円	3,100円	2,800円	—	—
			その他の者	市内在 住者等	7,200円	5,700円	5,200円	—	—
				市内在 住者等 以外の 者	7,900円	6,200円	5,700円	—	—
		繁忙期 以外の 日	障害者及び高 齢者		3,300円	2,600円		—	—
			その他の者		6,600円	5,200円		—	—

多目的ショートステイ施設	和室 8畳	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,000円	2,400円	2,300円	2,200円	—
				市内在住者等以外の者	3,300円	2,600円	2,500円	2,400円	—
			その他の者	市内在住者等	6,100円	4,800円	4,600円	4,400円	—
				市内在住者等以外の者	6,700円	5,200円	5,000円	4,800円	—
		繁忙期以外の日	障害者及び高齢者	市内在住者等	2,800円	2,200円	2,100円	2,000円	—
				市内在住者等以外の者	3,000円	2,400円	2,300円	2,200円	—
			その他の者	市内在住者等	5,600円	4,400円	4,200円	4,000円	—
				市内在住者等以外の者	6,100円	4,800円	4,600円	4,400円	—
	洋室 ツイン	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,000円	2,400円	—	—	—
				市内在住者等以外の者	3,300円	2,600円	—	—	—
			その他の者	市内在住者等	6,100円	4,800円	—	—	—
				市内在住者等以外の者	6,700円	5,200円	—	—	—
		繁忙期以外の日	障害者及び高齢者	市内在住者等	2,800円	2,200円	—	—	—
				市内在住者等以外の者	3,000円	2,400円	—	—	—
			その他の者	市内在住者等	5,600円	4,400円	—	—	—
				市内在住者等	—	—	—	—	—

				市内在住者等以外の者	6,100円	4,800円	—	—	—
--	--	--	--	------------	--------	--------	---	---	---

備考

- 1 この表において「繁忙期」とは、次に掲げる日をいう。
 - (1) 1月3日から7月19日まで及び8月31日から12月30日までの土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日
 - (3) 1月1日、同月2日、7月20日から8月30日まで及び12月31日
- 2 この表において「市内在住者等」とは、市の区域内に住所を有する者、市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内の学校に在学する者をいう。
- 3 利用時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。
- 4 小学生以下の者は、寝具を使用する場合に限り、宿泊者の人数に数えるものとする。ただし、当該者の宿泊利用料の額は、この表に規定する額の50パーセント相当額とする。
- 5 小学校入学（入学とは「入学式以降」をいう）前の者が宿泊する場合の宿泊利用料金は、その親権者等1人に付き1人は無料とし、2人目からは小学生以下の者の額とする。ただし、前出の無料扱いのものが寝具を使用する場合の宿泊利用料金は、小学生以下の者の額とする。
- 6 中学校に入学する者の宿泊については、入学式以降はこの表に定める額とし、入学式の前日までは、小学生以下の者の額とする。
- 7 利用時間の超過は、3時間以内とし、この場合には、時間超過利用料を徴収する。ただし、引き続き2日以上宿泊するときは、到着日及び出発日に限り、時間超過利用料を徴収する。
- 8 時間超過利用料は、超過時間につき休憩利用料を適用する。ただし、総合センターの洋室特別室にあつては、障害者及び高齢者は超過時間につき2,600円を、その他の者は超過時間につき5,200円を時間超過利用料とする。
- 9 団体又は旅行斡旋業者の斡旋する者の宿泊利用料金は、50パーセントを超えない範囲内で指定管理者が定める額を割引することができる。

10 団体等との契約により、指定管理者の定める額の割引を設定することができる。

11 総合センターのグループ室は、4名以上での使用を原則とする。ただし、市長があらかじめ定める基準に適合すると認められる場合は、この限りでない。

(2) 休憩利用料

施設		利用料金（1室3時間以内につき）	
		障害者及び高齢者	その他の者
総合センター	和室10畳	1,900円	3,800円
	和室15畳	1,500円	3,000円
	和室24畳	2,500円	5,000円
	和室27畳	2,700円	5,400円
	和室45畳	4,500円	8,900円
	和室51畳	5,200円	10,400円
	洋室ツイン	1,300円	2,600円
	グループ室	1,900円	3,800円
婦人交流施設	和室10畳	1,900円	3,800円
	和室14畳	1,500円	3,000円
	和室17畳	1,800円	3,500円
	和室31畳	3,200円	6,300円
	和室35畳	3,500円	6,900円
	和室49畳	4,900円	9,800円
	和室52畳	5,200円	10,400円
	和室66畳	6,600円	13,200円
	洋室ツイン	1,300円	2,600円
多目的ショートステイ施設	和室8畳	1,100円	2,200円
	和室15畳	1,500円	2,900円
	和室20畳	1,900円	3,800円
	和室35畳	3,300円	6,600円
	洋室ツイン	1,100円	2,200円

備考

- 1 使用開始時が午後2時より後の場合の休憩に係る利用料金の額は、この表に規定する額の50パーセント増しの額とする。ただし、午後5時までに使用を終了する場合は、この限りでない。
- 2 3時間を超えて使用する場合は、時間超過利用料を徴収する。
- 3 時間超過利用料の額は、1時間につきこの表に規定する額の30パーセント相当額とする。ただし、超過時点が午後5時以降の場合は、当該相当額の50パーセント増しの額とする。
- 4 時間超過利用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げて計算する。
- 5 1人につき指定管理者が定める額以上の会食を伴う場合の休憩に係る利用料金の額は、この表に規定する額（1から4までの適用がある場合は、これらを適用した後の額）の50パーセント相当額とする。

(3) ホール、会議室、研修室、料理教室、多目的ホール、セミナー室、ワークスペース、カレッジホール、学習室、ゼミ室、美術室、調理実習室、音楽室及びLL学習室の利用料金

施設	使用者の区分	利用料金（1室につき）							
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間超過利用料（1時間につき）	
総合センター	ホール	障害者及び高齢者	6,900円	9,300円	6,900円	14,600円	14,600円	19,900円	2,800円
		その他の者	13,800円	18,600円	13,800円	29,100円	29,100円	39,800円	5,600円
	会議室（特別）	障害者及び高齢者	1,800円	2,400円	2,100円	3,600円	3,900円	5,600円	700円
		その他の者	3,500円	4,700円	4,200円	7,200円	7,800円	11,100円	1,400円

	会議室 (大)	障害者及び高齢者	1,800円	2,300円	1,800円	3,600円	3,600円	5,000円	900円
		その他の者	3,600円	4,600円	3,600円	7,200円	7,200円	10,000円	1,800円
	会議室 (小)	障害者及び高齢者	700円	800円	700円	1,200円	1,200円	1,700円	300円
		その他の者	1,300円	1,600円	1,300円	2,400円	2,400円	3,400円	600円
	研修室	障害者及び高齢者	1,200円	1,600円	1,200円	2,500円	2,500円	3,500円	400円
		その他の者	2,400円	3,200円	2,400円	5,000円	5,000円	7,000円	800円
	料理教室	障害者及び高齢者	1,000円	1,400円	1,000円	2,100円	2,100円	2,900円	400円
		その他の者	2,000円	2,700円	2,000円	4,200円	4,200円	5,700円	700円
婦人交流施設	多目的ホール	障害者及び高齢者	2,800円	3,800円	2,800円	5,800円	5,800円	8,100円	1,200円
		その他の者	5,600円	7,500円	5,600円	11,600円	11,600円	16,100円	2,300円
	セミナー室ワークスペース	障害者及び高齢者	1,100円	1,500円	1,100円	2,200円	2,200円	3,100円	600円
		その他の者	2,100円	3,000円	2,100円	4,400円	4,400円	6,200円	1,200円
多目的ショートステイ施設	会議室	障害者及び高齢者	800円	1,000円	900円	1,500円	1,600円	2,100円	300円
		その他の者	1,500円	2,000円	1,700円	3,000円	3,200円	4,200円	500円

シ ル バ ー カ ル レ ッ ジ	カ レ ッ ジ ホ ー ル	障 害 者 及 び 高 齢 者	8,100円	10,800円	8,100円	17,100円	17,100円	23,400円	3,200円
		そ の 他 の 者	16,200円	21,600円	16,200円	34,200円	34,200円	46,700円	6,300円
	学 習 室	障 害 者 及 び 高 齢 者	1,200円	1,500円	1,200円	2,400円	2,400円	3,300円	500円
		そ の 他 の 者	2,300円	3,000円	2,300円	4,800円	4,800円	6,500円	900円
	ゼ ミ 室	障 害 者 及 び 高 齢 者	600円	800円	600円	1,200円	1,200円	1,700円	300円
		そ の 他 の 者	1,200円	1,500円	1,200円	2,400円	2,400円	3,300円	500円
	美 術 室	障 害 者 及 び 高 齢 者	2,200円	2,900円	2,200円	4,600円	4,600円	6,300円	900円
		そ の 他 の 者	4,400円	5,700円	4,400円	9,200円	9,200円	12,500円	1,800円
	調 理 実 習 室								
	音 楽 室								
	LL学 習室								

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の利用料金の額は、この表に規定する額に、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収する場合は5倍、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収しない場合は3倍を乗じて得た額とする。
 - 2 時間超過利用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げて計算する。
 - 3 ホール、会議室、研修室、料理教室、多目的ホール、セミナー室、ワークスペースについては午前の利用者に限り午前7時から午前9時まで、夜間の利用者に限り午後9時から午後11時まで利用時間を延長できるものとする。
ただし、延長時間に係る利用料金は前項による額とする。
- (4) ローンボウルス場の利用料

1 リンク 1 時間以内につき	
障害者及び高齢者	150円
その他の者	300円

2. 施行日

令和6年4月1日

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第669号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所等の 名称	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2860290473	COCOグ レージュ六 甲	兵庫県神戸 市灘区神前 町2丁目2 -6	株式会社E M TOW N	大阪府大阪 市淀川区宮 原一丁目6 番1号	令和6年3 月1日	介護予防訪 問看護
2860290473	COCOグ レージュ六 甲	兵庫県神戸 市灘区神前 町2丁目2 -6	株式会社E M TOW N	大阪府大阪 市淀川区宮 原一丁目6 番1号	令和6年3 月1日	訪問看護
2860890512	訪問看護ス テーション HPH	兵庫県神戸 市垂水区向 陽2丁目6 番18号セン タービル 103	株式会社H PH	兵庫県神戸 市垂水区向 陽二丁目6 番18号セン タービル 103	令和6年3 月1日	介護予防訪 問看護
2860890512	訪問看護ス テーション HPH	兵庫県神戸 市垂水区向 陽2丁目6 番18号セン タービル 103	株式会社H PH	兵庫県神戸 市垂水区向 陽二丁目6 番18号セン タービル 103	令和6年3 月1日	訪問看護
2865290635	訪問看護ス テーション クローバー 明石	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬65	医療法人社 団東峰会	兵庫県神戸 市西区岩岡 町西脇838 番地	令和6年3 月1日	介護予防訪 問看護

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

2865290635	訪問看護ステーション クローバー 明石	兵庫県神戸市 西区伊川谷町有瀬 65	医療法人社 団東峰会	兵庫県神戸市 西区岩岡町西脇 838 番地	令和6年3 月1日	訪問看護
2870504111	ヘルパース テーション 十人十色神 戸南	兵庫県神戸市 兵庫区浜崎通1-39 インペリアル 101	株式会社十 人十色	兵庫県西宮市 城ヶ堀町3番17号	令和6年3 月1日	訪問介護
2870504129	ケアプラン センター十 人十色神戸	兵庫県神戸市 兵庫区浜崎通1-39 インペリアル 101	株式会社十 人十色	兵庫県西宮市 城ヶ堀町3-17	令和6年3 月1日	居宅介護支 援
2870603863	おせっかい リビング	兵庫県神戸市 長田区東尻池町5丁 目4-2	株式会社H a p p y	兵庫県神戸市 長田区二葉町1丁目 1番8号	令和6年3 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870603863	おせっかい リビング	兵庫県神戸市 長田区東尻池町5丁 目4-2	株式会社H a p p y	兵庫県神戸市 長田区二葉町1丁目 1番8号	令和6年3 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870603863	おせっかい リビング	兵庫県神戸市 長田区東尻池町5丁 目4-2	株式会社H a p p y	兵庫県神戸市 長田区二葉町1丁目 1番8号	令和6年3 月1日	特定福祉用 具販売
2870603863	おせっかい リビング	兵庫県神戸市 長田区東尻池町5丁 目4-2	株式会社H a p p y	兵庫県神戸市 長田区二葉町1丁目 1番8号	令和6年3 月1日	福祉用具貸 与

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

2870804719	介護付有料 老人ホーム プレザンメ ゾン神戸ジ ェームス山	兵庫県神戸 市垂水区青 山台1丁目 26番14号	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 2丁目2ー 2	令和6年3 月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護
2870804719	介護付有料 老人ホーム プレザンメ ゾン神戸ジ ェームス山	兵庫県神戸 市垂水区青 山台1丁目 26番14号	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 2丁目2ー 2	令和6年3 月1日	特定施設入 居者生活介 護
2875004315	ヴィータさ くら	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山 29-221 カ ワイケビル 2階A	特定非営利 活動法人ひ やしんす	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山 29-221 カ ワイケビル 3階	令和6年3 月1日	訪問介護
2875104495	ケア21さん のみや	兵庫県神戸 市中央区磯 上通3丁目 2番2号 エイジング コート三宮 2階	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 二丁目2番 2号	令和6年3 月1日	居宅介護支 援
2875205359	クリオケア プランニン グ西神	兵庫県神戸 市西区玉津 町出合字古 瀬223-1 ヴェルドミ ール101号 室	株式会社ピ ュア・クリ オ	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台5丁 目4番7号	令和6年3 月1日	居宅介護支 援
2875205367	H e a r t f u l l	兵庫県神戸 市西区今寺 3-9 ミ ュゼ大蔵谷 401	株式会社H e a r t f u l l	兵庫県神戸 市西区今寺 3-9 ミ ュゼ大蔵谷 401	令和6年3 月1日	訪問介護

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第670号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2875002673	神港園しあわせの家ショートステイ	兵庫県神戸市北区しあわせの村1番10号	社会福祉法人神港園	兵庫県神戸市西区神出町東1188-345	令和6年2月28日	介護予防短期入所生活介護
2875002673	神港園しあわせの家ショートステイ	兵庫県神戸市北区しあわせの村1番10号	社会福祉法人神港園	兵庫県神戸市西区神出町東1188-345	令和6年2月28日	短期入所生活介護
2870502636	ハッピー介護センター	兵庫県神戸市兵庫区石井町3丁目2番5号 小林ハイツ2階C号室	シグマ企画株式会社	兵庫県神戸市兵庫区菊水町五丁目6番12号	令和6年2月29日	居宅介護支援
2870503568	ヘルパーステーション 十人十色 神戸南	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1-39 インペリアル101	コンフィット株式会社	兵庫県宝塚市小林5丁目5-47	令和6年2月29日	訪問介護
2870503931	ケアプランセンター 十人十色 神戸	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1-39 インペリアル101号	コンフィット株式会社	兵庫県宝塚市小林5丁目5-47	令和6年2月29日	居宅介護支援

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

2875104016	ケアステーションここあ	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目7番28号-601	合同会社あゆむ	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目7番28号-601	令和6年2月29日	訪問介護
2875104396	のんびりケア	兵庫県神戸市中央区加納町4丁目9番25号エスポワール加納町401号室	のんびりケア合同会社	兵庫県神戸市中央区熊内町3丁目4番24号	令和6年2月29日	訪問介護

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第671号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所等の 名称	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504111	ヘルパース テーション 十人十色神 戸南	兵庫県神戸 市兵庫区浜 崎通1-39 インペリア ル101	株式会社十 人十色	兵庫県西宮 市城ヶ堀町 3番17号	令和6年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2870504111	ヘルパース テーション 十人十色神 戸南	兵庫県神戸 市兵庫区浜 崎通1-39 インペリア ル101	株式会社十 人十色	兵庫県西宮 市城ヶ堀町 3番17号	令和6年3 月1日	生活支援訪 問サービス
2875004315	ヴィータさ くら	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山 29-221 カ ワイケビル 2階A	特定非営利 活動法人ひ やしんす	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山 29-221 カ ワイケビル 3階	令和6年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2875004315	ヴィータさ くら	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山 29-221 カ ワイケビル 2階A	特定非営利 活動法人ひ やしんす	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山 29-221 カ ワイケビル 3階	令和6年3 月1日	生活支援訪 問サービス

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

2875205367	H e a r t f u l l	兵庫県神戸 市西区今寺 3-9 ミ ュゼ大蔵谷 401	株式会社H e a r t f u l l	兵庫県神戸 市西区今寺 3-9 ミ ュゼ大蔵谷 401	令和6年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2890700368	くるみリハ 須磨	兵庫県神戸 市須磨区戸 政町1丁目 1-2-1階 1FB号室	株式会社F S F	兵庫県神戸 市中央区坂 口通五丁目 3番12号	令和6年3 月1日	介護予防通 所サービス

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第672号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870503568	ヘルパーステーション 十人十色 神戸南	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1-39 インペリアル101	コンフィット株式会社	兵庫県宝塚市小林5丁目5-47	令和6年2月29日	介護予防訪問サービス
2870503568	ヘルパーステーション 十人十色 神戸南	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1-39 インペリアル101	コンフィット株式会社	兵庫県宝塚市小林5丁目5-47	令和6年2月29日	生活支援訪問サービス
2875104016	ケアステーションここあ	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目7番28号-601	合同会社あゆむ	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目7番28号-601	令和6年2月29日	介護予防訪問サービス
2875104396	のんびりケア	兵庫県神戸市中央区加納町4丁目9番25号エスパワー 加納町401号室	のんびりケア合同会社	兵庫県神戸市中央区熊内町3丁目4番24号	令和6年2月29日	介護予防訪問サービス

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市告示第673号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所等の 名称	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2890700368	くるみリハ 須磨	兵庫県神戸 市須磨区戸 政町1丁目 1-2-1階 1FB号室	株式会社F S F	兵庫県神戸 市中央区坂 口通五丁目 3番12号	令和6年3 月1日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第674号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者名

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎8階

神戸住環境整備公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス・仁志起興業共同企業体

（代表者）一般財団法人 神戸住環境整備公社 理事長 三木 太志

2 委託内容 農業集落排水処理施設使用料の徴収。ただし、神戸市水道局調定を除く。

3 指定年月日 令和6年3月18日

4 業務開始日 令和6年4月1日

神戸市告示第675号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

所在地	氏名又は名称
神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号 三宮ベンチャービル525	公益社団法人神戸市獣医師会 会長 中島克元
神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目4番6号 シャトー御影405	松嶋周一
神戸市東灘区御影中町7丁目6番18号 For life 御影1F	株式会社ラポール動物病院 代表取締役 古林直人
神戸市東灘区甲南町2丁目8番9号 COZYCOURT 甲南1F	有限会社神戸ピア動物病院 代表取締役 長田雅昭
神戸市東灘区北青木2丁目8番13号	橋本正彦
神戸市東灘区本山北町3丁目3番1号	山田苗穂子
神戸市灘区岩屋北町1丁目5番25号	下里卓司
東京都渋谷区恵比寿西2丁目19番9号 SGビル	株式会社ベックジャパン 代表取締役 金井孝夫
神戸市灘区篠原本町1丁目5番1号	廣畑佳宏
神戸市須磨区千歳町4丁目3番33号 ヤマキビル3階	有限会社ペット・プラザ 代表取締役 西山佳孝
神戸市東灘区御影2丁目33番15号	株式会社やまもと動物病院 代表取締役 山本博一
神戸市灘区神ノ木通3丁目6番30号	松田修
神戸市灘区赤坂通7丁目1番18号 ル・ロワ赤坂1階	株式会社リーフ動物病院 代表取締役 西村賢治
神戸市灘区篠原南町1丁目5番17号 メゾン六甲篠原603	河南利幸
神戸市中央区坂口通4丁目2番21号	ヒピスケア合同会社 代表社員 平山健太郎
神戸市中央区楠町6丁目3番9号	合同会社チェルシー動物病院 代表社員 戸谷哲也
神戸市中央区熊内橋通6丁目1番3号 ワコーレ新神戸ステーションリブリエ406	大谷英之
姫路市勝原区丁163番地の11	三原悠子
神戸市北区鈴蘭台西町5丁目20番	株式会社ベッツワークス

ライオンズマンション鈴蘭台参番館 105	代表取締役 徳永一蔵
神戸市北区鈴蘭台西町5丁目2番10号 ポリアンサローズ 店舗 103	長谷川俊成
神戸市北区鈴蘭台南町3丁目9番3号 アパルトマンサンクフォイユ 102号室	中野綾子
神戸市垂水区学が丘4丁目22番12号	株式会社なごみ 代表取締役 小國叔信
神戸市垂水区青山台1丁目10番4号	牧田良満
神戸市垂水区舞子台8丁目6番3号	三木加奈美
神戸市西区小山2丁目10番2号	渡邊美緒
明石市大久保町茜1丁目11番14号	株式会社うね動物病院 代表取締役 宇根良馬
明石市大久保町高丘7丁目3番9号	中村慎一郎
明石市魚住町清水 588番地の12	株式会社セントラルDコーポレーション 代表取締役 中村真人
明石市魚住町長坂寺 441番地の11	有限会社魚住動物病院 代表取締役 石原義弘
明石市小久保6丁目2番1号	横山信治
明石市上ノ丸3丁目12番5号	松尾史朗
明石市西明石西町1丁目7番6号	伊藤健介
明石市大蔵町 24番 24号	株式会社ゾネブルム 代表取締役 川邊史朗
明石市朝霧台 3776番地の27	横山隆一
明石市東野町 9番 3号	円橋健三
明石市藤江 996番地の1	株式会社秋桜 代表取締役 小川篤史
明石市明南町1丁目1番1号	高橋圭吾
兵庫県芦屋市打出小槌町 9番 1号	岩崎泰彦
兵庫県芦屋市南宮町 12番 24号	飯盛真生
兵庫県芦屋市春日町 12番 11号	西澤貴仁
兵庫県芦屋市春日町 4番 8号	藤田大介
兵庫県芦屋市津知町 2番 21号	合同会社マール動物診療室 代表社員 二宮光
兵庫県三田市福島 476番地	石本高司
兵庫県三田市東本庄 3160番地	竹内亮二
兵庫県三田市駅前町 12番 9号	日研産業株式会社 代表取締役 菅野信二
兵庫県三田市相生町 26番 41号	常澤まゆみ
神戸市中央区山本通3丁目3番23号	株式会社 m&m vet

クリスタルハイツ 1 F	代表取締役 松本恵
明石市桜町 12 番 25 号 プレステージ明石駅前 2-605 号	向山徹
明石市大久保町高丘 2 丁目 4 番 11 号	ユメファクトリー株式会社 代表取締役 藤村淳
東京都目黒区目黒 1 丁目 24 番 12 号 オリックス目黒ビル 9 階	ペッツファースト株式会社 代表取締役 正宗伸麻
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム 代表取締役 高橋譲太

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第676号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により例によることとされる同法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

神戸市立青少年科学館条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 神戸 CRNT 共同事業体 代表者 株式会社コングレ
代表取締役 武内 紀子

(2) 事務所の所在地 大阪市中央区淡路町3丁目6番13号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年3月15日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和6年4月1日

5 委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

条例別表（第10,11条関係）の使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市文化スポーツ局文化交流課

(2) 電話 078（322）5786

神戸市告示第677号

神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）第11条の規定により、施設の指定管理者となった六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体（代表者 アドバンス株式会社）が、神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例（令和5年9月条例第6号）の規定による改正後の神戸市立自然の家条例第9条第1項の規定により、その収入として収受する自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用	宿泊を伴わない使用	延長使用に係る使用
		利用料金（1人1泊につき）	利用料金（1人1回につき）	利用料金（1人1日につき）
学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	150円	75円	30円
	テント施設（10平方メートル未満の区画）	90円		

備考

- この表において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。
- この表において「児童福祉施設等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及びこれに準ずるものとして市長が定めるものをいう。
- この表において「宿泊を伴う使用」とは、到着日の午後2時30分から出発日の午後2時までの間において施設を使用することをいう。
- この表において「宿泊を伴わない使用」とは、午前9時から午後4時までの間において施設を使用することをいう。
- 前2項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、「延長使用に係る使用」欄にある延長利用料を徴収することができる。
- 学校又は児童福祉施設等が神戸市外に所在するものであるときは、利用料金の額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用	
	利用料金（1泊につき）	
	通常日	繁忙日

宿泊棟	摩耶施設（ツインルーム以外）及び六甲施設	使用者1人につき2,800円 ただし、小学生以下の者は1人につき2,100円	使用者1人につき4,800円 ただし、小学生以下の者は1人につき3,900円
	摩耶施設ツインルーム	使用者1人につき5,000円 ただし、小学生以下の者は1人につき3,500円	使用者1人につき6,500円 ただし、小学生以下の者は1人につき4,600円
キャビン施設		1棟につき25,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える	1棟につき30,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える
テント施設		シャワー施設を使用する場合 使用者の数に800円（ただし、小学生以下の者は600円とし、このうち未就学児は0円とする。）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額。 シャワー施設を使用しない場合 使用者の数に500円（ただし、小学生以下の者は300円とし、このうち未就学児は0円とする。）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額。	
	駐車施設及び電源設備有り	5,000円	8,000円
	駐車施設有り、電源設備無し	3,000円	6,500円
	駐車施設及び電源設備無し	3,000円	6,500円
	駐車施設及び電源設備無し、10平方メートル未満の区画	2,000円 ただし、1名で使用する場合は1,500円	3,000円 ただし、1名で使用する場合は2,500円

備考

- この表において「宿泊を伴う使用」とは、宿泊棟及びキャビン施設においては到着日の午後3時から出発日の午前10時までの間において施設を使用すること、テント施設においては到着日の午後2時から出発日の正午までの間において施設を使用することをいう。
- 前項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、宿泊棟については、1日につき使用者1人につき1,700円（ただし、小学生以下の者は1人につき1,200円）、テント施設については1時間1区画につき1,000円（ただし、繁忙期は1,500円）の延長使用料を徴収することができる。
- 宿泊を伴わない使用をさせる場合は、1日につき、宿泊棟については使用者1人につ

き1,250円（ただし、小学生以下の者は900円）、繁忙日においては使用者1人につき2,250円（ただし、小学生以下の者は1,800円）、キャビン施設については宿泊を伴う使用にかかる利用料金と同額、テント施設については1区画につき2,500円（ただし、繁忙日においては3,000円）を徴収する。

4 宿泊棟及びキャビン施設を使用する場合において、3歳以下の者であって、寝具を使用しない場合は使用者の数に算入しない。

5 この表において「小学生以下の者」とは、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者をいう。

2 施行日

令和6年4月1日

神戸市告示第 678 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、惣山暫定少年グラウンドの貸付料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市兵庫区新開地 1 丁目 3 番 24 号

神戸電鉄グループ共同事業体

代表者 神戸電鉄株式会社

代表取締役社長 寺田 信彦

2 委託年月日

令和 6 年 4 月 1 日

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
複合産業団地 周辺緑地	西区見津が丘1丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	
	西区見津が丘2丁目		
	西区見津が丘3丁目		
	西区見津が丘4丁目		
	西区見津が丘6丁目		
	西区見津が丘7丁目		

(2)供用開始の年月日

令和6年3月26日

神戸市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第62条第1項の規定により市民緑地設置管理計画を変更し認定するので、同法第61条第5項の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定した市民緑地設置管理計画

認定事業者	ミズノスポーツサービス株式会社
名 称	ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地
所在地	神戸市兵庫区上庄通1丁目1番
区域面積	1,052 m ²
管理期間	認定日より10ヵ年
整備する緑化施設等	芝生広場

2 認定期間

平成31年4月1日より10ヵ年

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
中落合公園	須磨区北落合3丁目 須磨区中落合3丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和6年3月26日

神戸市公告

都市公園を廃止するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 廃止する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
摩耶埠頭公園	灘区摩耶埠頭	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	廃止

(2)廃止の年月日

令和6年3月26日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区日向 2 丁目 191 番 20、191 番 21、191 番 22、191 番 23

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区栄町通 4 丁目 2 番 13 号

和田興産 株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

許可番号

令和 4 年 8 月 8 日 第 8063 号

（変更許可 令和 5 年 2 月 2 日 第 2038 号

変更許可 令和 6 年 2 月 20 日 第 2100 号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区名谷町字入野 770 番 1、770 番 3、771 番の一部、776 番 1、777 番 1、777 番 3 の一部、785 番 1、785 番 4 の一部、785 番 8 の一部、785 番 9、786 番 1、786 番 4、787 番 1、787 番 7、788 番 1、788 番 2、789 番 1、789 番 2、776 番 1 地先里道の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県岡山市中区清水 369 番地 2

株式会社ザグザグ

代表取締役 森 信

許可番号

令和 5 年 2 月 17 日 第 8102 号

（変更許可 令和 6 年 1 月 30 日 第 2098 号

変更許可 令和 6 年 3 月 8 日 第 2104 号）

令和6年3月26日 神戸市公報第3852号

神戸市水道告示第36号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70766	有限会社 興栄管理サービス	大阪府豊中市利倉西 2丁目15-40-101	山下 博史	令和6年2月29日

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第9号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年交規程第24号)の一部を次のように改正する。

様式第11号(第18条関係)を次のように改める。

様式第11号(第18条関係)

普通(通勤定期券購入申込書)

(表面)

普通(通勤)

定期券購入申込書

神戸市交通局

カナ

お名前

TEL - - 様 才

生年月日

昭・平・令・西暦

年 月 日

【個人情報のお取扱いについて】記載された個人情報は、申込内容の確認及び拾得時など交通局から連絡が必要があるときに使用します。また、紛失再発行時などに交通局及びICOCAを発売する他社で本人確認や必要な連絡をさせていただくために使用します。

ご住所

電話 - -

☐新規

☐継続

現在使用中の定期券は
月 日まで有効

カード種類

☐磁気 ☐PiTaPa ☐ICOCA

PiTaPa=事前にPiTaPaカードをご用意ください ICOCA=新規購入には別途500円が必要です

使用開始日および有効期間

年 月 日から ☐1か月 ☐3か月 ☐6か月

券種

☐大人 ☐小児 ☐市バス昼間 ☐割引

降車時間=9:30~16:00

☐地下鉄 ()駅 ~ ()駅 (駅経由)

+ <他鉄道>

☐阪急 ☐阪神 ☐山陽 ☐神戸電鉄 ☐ポートライナー

()駅 ~ ()駅 (駅経由)

ゾーン定期

新神戸~ ☐西神中央 ☐伊川谷 ☐運動公園 ☐妙法寺 ☐板宿

+ 海洋線

間

☐市バス ☐市バス・山陽バス ☐神姫バス(地下鉄連絡のみ)

()系統

()バス停 ~ ()バス停

()バス停 ~ ()バス停

支払方法

☐現金 ☐クレジット ☐PiTaPa決済

※PiTaPa定期のみ

IC設定

ICOCA
PiTaPa

定期券通用期間外のICカード利用
(バスを除く)

初期設定 ☐する ☐しない

PiTaPa

通用期限切れ予告「電子音案内」
(2週間前から「びびり」で音で案内します)

初期設定 ☐する ☐しない

裏面も必ずお読みください

(裏面)

※定期券ご購入の前に必ずお読みください。

◆ ご案内 ◆

《定期券の発売日について》
定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。
但し、通用期間終了後に自動定期券発売機で購入する場合は、通用開始日の7日前からになります。

《地下鉄ゾーン定期券》
(1) 他社との連絡定期券は発売できません。
(2) ゾーン定期券は、北神線「谷上～新神戸」間にご利用になれません。
《IC定期券のご案内》
(1) PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応PiTaPaカードが必要です。
(2) ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCAカードをご利用いただけます。
ICOCAカードをお持ちでない場合、定期券と併せてご購入いただけます。この場合、定期料金とは別にデビット(預り金)500円が必要です。
(3) ICカード記名人ご本人以外にはIC定期券をご購入・ご利用いただけません。
(4) 他の乗車券との併用、現金等での乗り越しは精算できません。
(5) PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
(6) 定期通用期間外の交通利用について
・定期券面表示区間内であっても、定期通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ(後払い)利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残額(チャージ)利用となります。
・このIC定期券の通用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるきっぷ機能(ともに全国相互利用サービス対象エリアを含む)を制限する設定が可能です。
(7) 定期通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用については、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ(後払い)利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残額(チャージ)利用となります。
(8) PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、PiTaPa定期券の通用期間内でも利用できなくなります。カード有効期限前に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください(手数料無料)。また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新されたジュニアカードに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。
(9) こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。
《定期券を紛失・盗難された場合》
(1) 磁気定期券は再発行できません。
(2) IC定期券は再発行できます。
・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク(PiTaPa・カード会社)へ届け出ていただいた後、紛失・盗難されたPiTaPa定期券を磁気定期券にて再発行いたします。(手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。)PiTaPaカード再発行後、IC定期券に発行替えが可能です。
なお、再発行された磁気定期券を紛失・盗難された場合、再度定期券を再発行することはできません。
・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社(駅窓口)へ届け出ていただき、紛失再発行登録票の交付を受けてください。窓口以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします。(登録票・手数料・デビット・身分証明書などの本人確認書類が必要です。)
《定期券の払戻しについて》
※手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。
定期券をクレジットで購入された場合は、本人確認書類に加え、購入時に利用されたクレジットカードと売上票レシートをご持参ください。
【地下鉄】
(1) 「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
(2) 1ヶ月定期券は通用開始日を含め、7日以内に定期券発売所へご持参いただいた場合に払戻しできます。(8日以上は払戻しできません。)
(3) 通用開始日を含め7日以内の場合
払戻額=定期運賃-(券面区間の往復運賃×経過日数+手数料)
(4) 通用開始日を含め8日以上過ぎている3ヶ月定期券・6ヶ月定期券の場合
払戻額=定期運賃-(経過月数に相当する定期運賃+手数料)
※1ヶ月未満の日数は1ヶ月単位に切り上げ
(5) 通用区間を変更される場合には払戻しの計算方法が変わりますので、係員までお問合せください。
【バス】
「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

様式第12号(第18条関係)を次のように改める。

様式第12号(第18条関係)

通学定期券購入申込書

92

(表面)

通学 定期券購入申込書		☐ 通学 ☐ U15 ☐ 実習		神戸市交通局	
カナ					
お名前	TEL		様 才		生年月日 昭・平・令・西暦 年 月 日
	— —		男・女		
ご住所					
TEL		— —			
学校名		学年		年	
学校証明	証明書番号:	発行年月日:		代表者印	
	学校名:				
	代表者名:				
	所在地:	電話 — —			
☐ 新規		☐ 継続		現在使用中の定期券は 月 日まで有効	
カード種類		ICCOA紛失再発行時の 検案用・暗証番号			
☐ 磁気 ☐ PiTaPa ☐ ICOCA		PiTaPa=事前にPiTaPaカードをご用意ください ICOCA=新規購入には別途500円が必要です			
使用開始日	年	☐ 1ヵ月 ☐ 3ヵ月 ☐ 6ヵ月			
および有効期間	月 日から	☐ 1学期 ☐ 2学期 ☐ 3学期 4/8-7/20 9/1-12/24 1/8-3/25			
券 種	☐ 大学生等 ☐ 高校生 ☐ 中学生 ☐ 小児 ☐ 割引				
※中学生以下で地下鉄単独定期券をお求めの際は、通学証明書は不要です。 在籍確認又は年齢確認のできるものをご提示ください。					
区 間	☐ 地下鉄 () 駅 ~ () 駅 (駅経由)				
	+ <他鉄道>				
	☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー				
	() 駅 ~ () 駅 (駅経由)				
間	☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ)				
	() 系統				
	() バス停 ~ () バス停				
	() バス停 ~ () バス停				
支払方法		☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済		U15	
IC 設定		ICOCA PiTaPa 定期券通用期間外のICカード利用 (バスを除く) 初期設定 ☐ する ☐ しない			
		PiTaPa 通用期限切れ予告「電子音案内」 (2週間前から「びびり」音で案内します) 初期設定 ☐ する ☐ しない			
裏 面 も 必 ず お 読 み く だ さ い					

(裏面)

※定期券ご購入の前に必ずお読みください。

◆ ご 案 内 ◆

《定期券の発売日について》
 (1) 定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。(学期定期券は除く)
 (2) 但し、通用期間終了後に自動定期券発売機で購入する場合は、通用開始日の7日前からになります。
 (3) 1学期: 3月26日から 2学期: 8月18日から 3学期: 12月25日から
 《通学定期券の購入について》
 (1) 通学のための乗車区間はお住まいの最寄駅と学校最寄駅間です。ただし中学生以下の場合、地下鉄部分についてはU-15定期券として任意の区間を購入いただけます。
 (2) 新規に購入される場合
 ・証明書発行者が記入、押印、発行した本書又は有効な通学証明書を窓口へお渡しください。
 ・購入者(学生)証明書の場合には、発行控え欄に購入年月日、通用期間、購入額をご記入のうえ、窓口へお渡しください。
 (3) 引き続き通学先及び利用が同じ定期券を購入(継続購入)される場合
 ・通用期間が年度をまたがらないとき
 現在お持ちの定期券(年度をまたがらず通用期間終了後から2ヶ月以内のもの)を窓口へお渡しください。なお、学生証明書をお見せいただくことがあります。
 ・通用期間が年度をまたがるとき、及び通学後の通学継続購入
 有効な学生証明書及び現在お持ちの定期券(通用期間終了後から2ヶ月以内のもの)を窓口へお渡しください。
 《学校証明書の利用のお客様へ》
 (1) この証明書の通用期間は、発行の日から1ヶ月間です。
 (2) 本書の発行後記入事項を変更された場合は無効となります。
 《IC定期券のご案内》
 (1) PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応PiTaPaカードが必要です。
 (2) ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCAカードをご利用いただけます。ICOCAカードをお持ちでない場合、定期券と併せてご購入いただけます。この場合、定期料金は別途クレジット(手数料)500円が必要です。
 (3) ICカード記名人ご本人以外はIC定期券をご購入・ご利用いただけません。
 (4) 他の乗車券との併用、現金等での乗り越しは結算できません。
 (5) PiTaPa定期券の区間内で後述のチャージサービスは利用できません。
 (6) 定期券通用期間外の交通利用について
 定期券表示区間内であっても、定期券利用区間の交通利用は、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ(後払い)利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残額(チャージ)利用となります。
 ・このIC定期券の通用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるチャージ機能(ともに全国相互利用サービス対象エリアを含む)を制限する設定が可能です。
 (7) 定期券通用期間内であっても、定期券表示区間の交通利用については、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ(後払い)利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残額(チャージ)利用となります。
 (8) PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、PiTaPa定期券の通用期間内でも利用できなくなります。カード有効期限前に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください(手数料無料)。また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新されたジュニアカードに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。
 (9) こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。
 《定期券を紛失・盗難された場合》
 (1) 磁気定期券は再発行できません。
 (2) IC定期券は再発行できます。
 ・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク(PiTaPa・カード会社)へ届け出ていただいた後、紛失・盗難されたPiTaPa定期券を磁気定期券にて再発行いたします。(手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。) PiTaPaカード再発行後、IC定期券に発行替えが可能です。
 ・なお、再発行された磁気定期券を紛失・盗難された場合、再度定期券を再発行することはできません。
 ・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社(駅窓口)へ届け出ていただき、紛失再発行登録書の交付を受けてください。翌日以降に定期券発売所でICOCA定期券を再発行いたします。(登録料・手数料・ポイント・身分証明書などの本人確認書類が必要です。)
 《定期券の払戻しについて》
 ・手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。
 定期券をクレジットで購入された場合は、本人確認書類に加え、購入時に利用されたクレジットカードと売上票レシートをご持参ください。
 【地下鉄】
 (1) 「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
 (2) 1ヶ月定期券は通用開始日を含め、7日以内に定期券発売所へご持参いただいた場合に払戻しできます。(8日以上は払戻しできません)
 (3) 通用期間が年度をまたがるときは、1ヶ月以内の場合
 払戻額=定期運賃(券面区間の往復運賃×経過日数+手数料)
 (4) 通用開始日を含め8日以上過ぎている3ヶ月定期券・6ヶ月定期券の場合
 払戻額=定期運賃(経過日数に相当する定期運賃+手数料)
 ※1ヶ月未満の払戻額は1ヶ月単位に切り上げさせていただきます。
 (5) 通用期間を変更される場合には払戻しは計算方法が変わりますので、係員までお話しください。
 【バス】
 ・神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。
 《個人情報のお取り扱いについて》
 ・記録された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の価格時等、交通局からお客様へご連絡する必要がある場合等に使用します。また、他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻手続等必要に応じて、お申込み内容を当該各社局にお知らせするとICOCA定期券の場合は、紛失再発行商等に交通局およびICOCA定期券を発売する他社局で本人確認や必要な連絡をさせていただくために使用します。)

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年交規程第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定期券自動発売機での購入手続) 第5条の2 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。 (1) [略] (2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号に定める手続で購入する場合。 (3) [略]	(定期券自動発売機での購入手続) 第5条の2 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。 (1) [略] (2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号に定める手続で購入する場合。<u>ただし、第4条第1項ただし書き及び第4条第2項に定める通学定期券を購入する場合を除く。</u> (3) [略]

様式第1号(第5条、第11条関係)を次のように改める。

様式第1号（第5条、第11条関係）

（表面）

普通(通勤) 定期券購入申込書		神戸市交通局	
カナ			
お名前	様 才		生年月日
	TEL - - 男・女	昭・平・令・西暦 年 月 日	
【個人情報のお取扱いについて】記載された個人情報は、申込内容の確認及び拾得時など交通局から連絡する必要があるときに使用します。また、紛失再発行時などに交通局及びICOCAを発売する他社で本人確認や必要な連絡をさせていただくために使用します。			
ご住所		電話 - -	
☐ 新規	☐ 継続	現在使用中の定期券は 月 日まで有効	
カード種類	☐ 磁気 ☐ PiTaPa ☐ ICOCA PiTaPa=事前にPiTaPaカードをご用意ください ICOCA=新規購入には別途500円が必要です		
使用開始日および有効期間	年 月 日から ☐ 1か月 ☐ 3か月 ☐ 6か月 月 日から		
券 種	☐ 大人 ☐ 小児 ☐ 市バス昼間 ☐ 割引 降車時間=9:30～16:00		
区 間	☐ 地下鉄 () 駅 ～ () 駅 (駅経由) + ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー () 駅 ～ () 駅 (駅経由)		
	ゾーン定期 新神戸～ ☐ 西神中央 ☐ 伊川谷 ☐ 運動公園 ☐ 妙法寺 ☐ 板宿 + 海岸線 ☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ) () 系統 () バス停 ～ () バス停 () バス停 ～ () バス停		
支払方法		☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済 ※PiTaPa定期のみ	
IC 設定	ICOCA PiTaPa	定期券通用期間外のICカード利用 (バスを除く) 初期設定 ☐ する ☐ しない	
	PiTaPa	通用期限切れ予告「電子音案内」 (2週間前から「びびり」音で案内します) 初期設定 ☐ する ☐ しない	
裏 面 も 必 ず お 読 み く だ さ い			

（裏面）

※定期券ご購入の前に必ずお読みください。

◆ ご 案 内 ◆

《定期券の発売日について》
定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。但し、通用期間終了後に自動定期券発売機で購入する場合は、通用開始日の7日前からになります。

《地下鉄ゾーン定期券》
(1) 他社との連絡定期券は発売できません。
(2) ゾーン定期券は、北神線「谷上～新神戸」間にご利用になれません。

《IC定期券のご案内》
(1) PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応PiTaPaカードが必要です。
(2) ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCAカードをご利用いただけます。ICOCAカードをお持ちでない場合、定期券と併せてご購入いただけます。この場合、定期料金とは別にデビット（預り金）500円が必要です。
(3) ICカード記名人ご本人以外はIC定期券をご購入・ご利用いただけません。
(4) 他の乗車券との併用、現金等での乗り越しは精算できません。
(5) PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
(6) 定期通用期間外の交通利用について
・定期券面表示区間内であっても、定期通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ（後払い）利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残額（チャージ）利用となります。
・このIC定期券の通用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるきっぷ機能（ともに全国相互利用サービス対象エリアを含む）を制限する設定が可能です。

(7) 定期通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用については、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ（後払い）利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残額（チャージ）利用となります。
(8) PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、PiTaPa定期券の通用期間内でも利用できなくなります。カード有効期限前に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください（手数料無料）。また、キップカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新されたジュニアカードに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。
(9) こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。

《定期券を紛失・盗難された場合》
(1) 磁気定期券は再発行できません。
(2) IC定期券は再発行できます。
・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク（PiTaPa・カード会社）へ届け出ていただいた後、紛失・盗難されたPiTaPa定期券を磁気定期券にて再発行いたします。（手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。）PiTaPaカード再発行後、IC定期券に発行替えが可能です。
なお、再発行された磁気定期券を紛失・盗難された場合、再度定期券を再発行することはできません。
・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社局駅窓口へ届け出ていただき、紛失再発行登録票の交付を受けてください。窓口以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします。（登録票・手数料・デビット・身分証明書などの本人確認書類が必要です。）

《定期券の払戻しについて》
※手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。
定期券をクレジットで購入された場合は、本人確認書類に加え、購入時に利用されたクレジットカードと売上票レシートをご持参ください。

【地下鉄】
(1) 「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
(2) 1ヶ月定期券は通用開始日を含め、7日以内に定期券発売所へご持参いただいた場合に払戻しできます。（8日以上は払戻しできません。）
(3) 通用開始日を含め7日以内の場合
払戻額＝定期運賃－（券面区間の往復運賃×経過日数＋手数料）
(4) 通用開始日を含め8日以上過ぎている3ヶ月定期券・6ヶ月定期券の場合
払戻額＝定期運賃－（経過月数に相当する定期運賃＋手数料）
※1ヶ月未満の日数は1ヶ月単位に切り上げ
(5) 通用区間を変更される場合には払戻しの計算方法が変わりますので、係員までお問合せください。

【バス】
「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

様式第2号（第5条、第11条関係）を次のように改める。

様式第2号（第5条、第11条関係）

第4条に定めるもの
（表面）

通学 定期券購入申込書 ☐ 通学 ☐ U15 ☐ 実習		神戸市交通局	
カナ			
お名前	様 才	生年月日	昭・平・令・西暦
TEL	- -	男・女	年 月 日
ご住所			
学校名		学年	年
学校証明	証明書番号: 学校名: 代表者名: 所在地:	発行年月日: 年 月 日	代表者印
☐ 新規 ☐ 継続		現在使用中の定期券は 月 日まで有効	
カード種類	☐ 磁気 ☐ PiTaPa ☐ ICOCA		
使用開始日	年 ☐ 1カ月 ☐ 3カ月 ☐ 6カ月		
有効期間	月 日から ☐ 1学期 ☐ 2学期 ☐ 3学期		
券 種	☐ 大学生等 ☐ 高校生 ☐ 中学生 ☐ 小児 ☐ 割引		
※中学生以下で地下鉄単独定期券をお求めの際は、通学証明書は不要です。 在籍確認又は年齢確認のできるものをご提示ください。			
区	☐ 地下鉄 () 駅 ~ () 駅 (駅経由) ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー () 駅 ~ () 駅 (駅経由)		
間	☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ) () 系統 () バス停 ~ () バス停 () バス停 ~ () バス停		
支払方法	☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済		U15
※PiTaPa定期のみ			
IC設定	ICOCA PiTaPa	定期券通用期間外のICカード利用 (バスを除く)	初期設定 ☐ する ☐ しない
	PiTaPa	通用期限切れ予告「電子音案内」 (2週間前から「びびり」音で案内します)	初期設定 ☐ する ☐ しない
裏 面 も 必 ず お 読 み く だ さ い			

（裏面）

※定期券ご購入の前に必ずお読みください。

◆ ご 案 内 ◆

《定期券の発売日について》
 (1) 定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。(学期定期券は除く)
 但し、通用期間終了後に自動定期券発売機で購入する場合は、通用開始日の7日前からとなります。

《学期定期券の購入について》
 (1) 学期定期券は下記の日から購入いただけます。 3学期: 12月25日から
 1学期: 3月26日から 2学期: 8月18日から

《通学定期券の購入について》
 (1) 通学のための乗車区間はお住まいの最寄駅と学校最寄駅間です。ただし中学生以下の場合、地下鉄部分についてはU-15定期券として任意の区間を購入いただけます。
 (2) 新規購入される場合
 ・証明書発行者が記入、押印、発行した本書又は有効な通学証明書を窓口へお渡しください。
 ・購入乗用生証明書の場合は、発行控え欄に購入年月日、通用期間、購入駅をご記入のうえ、窓口へお渡しください。
 (3) 引き続き通学先及び駅間が同じ定期券を購入（継続購入）される場合
 ・通用期間が年度をまたがらないとき
 ・現在お持ちの定期券（年度をまたがらず通用期間終了後から2ヶ月以内のもの）を窓口へお渡しください。なお、学生証明書をお見せいただくことがあります。
 ・通用期間が年度をまたがるとき、及び進級後の最初の継続購入
 ・有効な学生証明書及び現在お持ちの定期券（通用期間終了後から2ヶ月以内のもの）を窓口へお渡しください。

《学校証明書をご利用のお客様へ》
 (1) この証明書の通用期間は、発行の日から1ヶ月間です。
 (2) 本表の発行後に記入事項を変更された場合は無効となります。

《IC定期券のご案内》
 (1) PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応PiTaPaカードが必要です。
 (2) ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCAカードをご利用いただけます。ICOCAカードをお持ちでない場合、定期券と併せてご購入いただけます。この場合、定期料金は別にデビット（預り金）600円が必要となります。
 (3) ICカード記名人ご本人以外にはIC定期券をご購入、ご利用いただけません。
 (4) 他の乗車券との併用、現金等での乗り越しは清算できません。
 (5) PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
 (6) 定期券通用期間外の交通利用について
 ・定期券表示区間内であっても、定期券通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ（後払い）利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残高（チャージ）利用となります。
 ・このIC定期券の通用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残高利用によるきつ機能（ともに全国相互利用サービス対象エリアを含む）を制限する設定が可能です。
 (7) 定期券通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用については、PiTaPa定期券の場合、通常のポストペイ（後払い）利用となります。ICOCA定期券の場合はカード内残高（チャージ）利用となります。
 (8) PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、PiTaPa定期券の通用期間内でも利用できなくなります。カード有効期限内に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください（手数料無料）。また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新されたジュニアカードに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。これもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできませんのでご注意ください。
 《定期券を紛失・盗難された場合》
 (1) 磁気定期券は再発行できません。
 (2) IC定期券は再発行できます。
 ・PiTaPa定期券の場合、紛失・盗難されたPiTaPa定期券を磁気定期券にて再発行いたします。（手数料、身分証明書などの本人確認書類が必要です。）PiTaPaカード再発行後、IC定期券に発行替えが可能です。
 ・なお、再発行された磁気定期券を紛失・盗難された場合、市販定期券を再発行することはできません。
 ・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売後駅窓口へ届け出ていただき、紛失再発行登録票の交付を受けてください。翌日以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします。（登録料・手数料・デビット・身分証明書などの本人確認書類が必要です。）

《定期券の払戻しについて》
 ※手数料・身分証明書などの本人確認書類が必要です。
 定期券を戻しと領上票レシートをご持参ください。

【地下鉄】
 (1) 「神戸市高速度鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
 (2) 1ヶ月定期券は通用開始日を含め、7日以内に定期券発売所へご持参いただいた場合に払戻しできます。（8日以上は払戻しできません。）
 (3) 通用開始日を含め7日以内の場合
 私人額＝定期運賃（券面区間の往復運賃×経過日数÷手数料）
 (4) 通用開始日を含め8日以上過ぎている3ヶ月定期券・6ヶ月定期券の場合
 私人額＝定期運賃（経過日数に相当する定期運賃÷手数料）
 払戻額＝定期運賃 - 1ヶ月単位の1日単位に切り上げ

【バス】
 (1) 通用期間を変更される場合には払戻しの計算方法が変わりますので、係員までお問合せください。
 「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

《個人情報のお取り扱いについて》
 ※記録された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の検印時等、交通方からお客へご連絡する必要がある場合等に使用します。また、他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻し手続等に応じて、お申込み内容が当該各社局にお知らせすることがございます。（ICOCA定期券の場合は、紛失再発行時等に交通方およびICOCA定期券を発元する他社局で本人確認や必要な連絡をさせていただきます。）

神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程等の一部を改正する規程

（神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程の一部改正）

第3条 神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程（平成18年交規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
（運送契約の成立時期及び適用規定） 第4条 IC 証票乗車券による運送契約の成立時期は、IC 証票定期券の定期券部分を除き、乗合自動車にあつては乗車口の読取機で乗車処理を受けて乗車したときとし、高速鉄道にあつては自動改札機による改札を受けて駅に入場したときとする。ただし、神戸電鉄線（以下「連絡他鉄道」という。）の駅（連絡他鉄道との接続駅を除く。）において自動改札機による改札を受けて入場した乗客にあつては、<u>接続駅において本市高速鉄道の列車に</u>乗車したときとする。 2～3 [略] 附 則 [略] 別表第1（第7条関係） IC 証票乗車券の名称、発行者及び様式例 <table><tr><th>名称</th><th>発行者</th><th>料金</th><th>ポト</th><th>ス</th><th>記名</th><th>様式例</th></tr><tr><td></td><td></td><td>区</td><td>イ・SF</td><td>の</td><td>機能</td><td></td></tr></table>	名称	発行者	料金	ポト	ス	記名	様式例			区	イ・SF	の	機能		（運送契約の成立時期及び適用規定） 第4条 IC 証票乗車券による運送契約の成立時期は、IC 証票定期券の定期券部分を除き、乗合自動車にあつては乗車口の読取機で乗車処理を受けて乗車したときとし、高速鉄道にあつては自動改札機による改札を受けて駅に入場したときとする。ただし、神戸電鉄線（以下「連絡他鉄道」という。）の駅（連絡他鉄道との接続駅を除く。）において自動改札機による改札を受けて入場した乗客にあつては、<u>乗車した列車が</u>接続駅を越えて本市高速鉄道に<u>乗入れた</u>ときとする。 2～3 [略] 附 則 [略] 別表第1（第7条関係） IC 証票乗車券の名称、発行者及び様式例 <table><tr><th>名称</th><th>発行者</th><th>料金</th><th>ポト</th><th>ス</th><th>記名</th><th>様式例</th></tr><tr><td></td><td></td><td>区</td><td>イ・SF</td><td>の</td><td>機能</td><td></td></tr></table>	名称	発行者	料金	ポト	ス	記名	様式例			区	イ・SF	の	機能	
名称	発行者	料金	ポト	ス	記名	様式例																							
		区	イ・SF	の	機能																								
名称	発行者	料金	ポト	ス	記名	様式例																							
		区	イ・SF	の	機能																								

			の 有有 無 無	
[略]	[略]		[略]	
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]
ICOCA 乗西日 車券（SF本旅 の機能を客鉄 有しない道株 ものを除式会 く。）社			SF	
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]

			の 有有 無 無	
[略]	[略]		[略]	
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]
ICOCA 乗西日 車券（SF本旅 の機能を客鉄 有しない道株 ものを除式会 く。）社			SF	
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]
[略]		[略]		[略] [略]

[略]		[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]
モバイル ICOCA		大人	記名無記名	
[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
モバイル ICOCA	大人	記名	
[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]

		[略]		[略]	[略]			[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第1の2～別表第6					[略]	別表第1の2～別表第6			
様式第1号～様式第3号					[略]	様式第1号～様式第3号			

(神戸市交通局 ICOCA 乗車券取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局 ICOCA 乗車券取扱規程(平成29年交規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9) 「モバイル ICOCA」とは、<u>携帯情報端末のアプリケーションによるSFの機能のみを有するICOCA乗車券であって、大人の利用に供するものをいう。</u> (10)～(12) [略]	(定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9) 「モバイル ICOCA」とは、<u>JR西日本が定めるモバイルICOCA会員規約及びモバイルデバイスにおけるICOCA利用規約に同意した会員に対して発行されるSFの機能のみを有する記名式のICOCA乗車券であって、大人の利用に供するものをいう。</u> (10)～(12) [略]
--	---

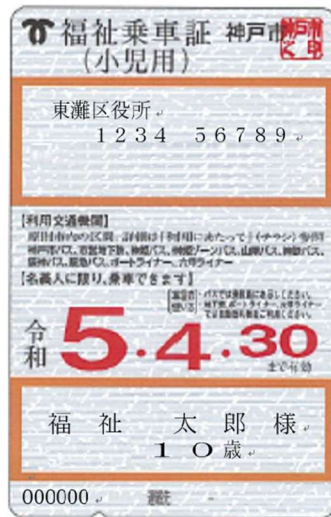
(身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程の一部改正)

第5条 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程(昭和42年交規程第22号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改正する。

様式第4号

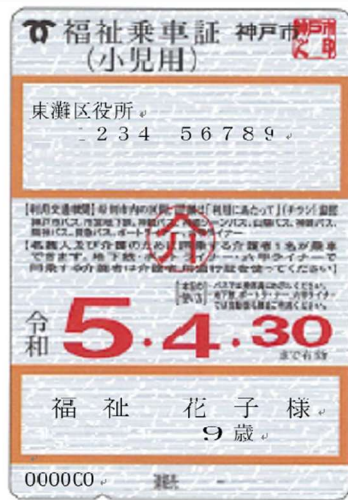
小児福祉乗車証



様式第5号を次のように改正する。

様式第5号

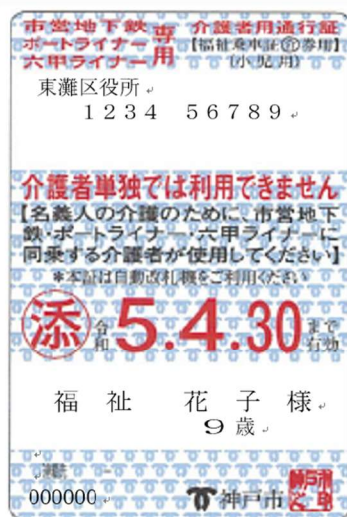
小児福祉乗車証<介護付乗車証>



様式第6号を次のように改正する。

様式第6号

小児介護者用通行証



様式第12号を次のように改正する。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(振替輸送を実施する乗車券の種類) 第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。 (1) 普通券（IC証票普通券及び市バス・地下鉄共通 NEW Uラインカード並びに<u>タッチ決済乗車券</u>を普通券として使用する場合を除く。） (2)～(6) [略]	(振替輸送を実施する乗車券の種類) 第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。 (1) 普通券（IC証票普通券及び市バス・地下鉄共通 NEW Uラインカードを普通券として使用する場合を除く。） (2)～(6) [略]

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は同年4月11日から施行する。

神戸市交通局タッチ決済乗車券取扱規程を次のように制定する。

令和6年3月26日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第10号

神戸市交通局タッチ決済乗車券取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）に基づき、本市が運行する高速鉄道（以下「当局線」という。）において使用することのできるタッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード及びモバイル端末等を媒体とし、管理サーバにより保持する暗号化された各媒体の識別番号（以下「ID」という。）および入出場情報等を組み合わせた乗車券（以下「タッチ決済乗車券」という。）の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 タッチ決済乗車券による当局線の乗客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）及びタッチ決済乗車券の発行者が定める規約等の定めるところによる。

3 当局線とタッチ決済乗車券による共通利用が可能な社局線内の運送等については当該社局の営業規則又は運送約款等の定めによる。

4 この規程及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。その場合、以後のタッチ決済乗車券による乗客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) タッチ決済 近距離無線通信規格の NFC TypeA/B を活用した EMV コンタクトレス決済のことをいう

(2) 発行者 タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者及びタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者のことをいう

(3) 読取機 タッチ決済乗車券から情報を読み取るための装置のことをいう

(4) 管理サーバ タッチ決済乗車券の ID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバのことをいう

(運送契約の成立時期及び適用規定)

第4条 タッチ決済乗車券による運送契約の成立時期は、読取機による改札を受けて駅に入場したときとする。ただし、神戸電鉄線（以下「連絡他鉄道」という。）の駅（連絡他鉄道との接続駅を除く。）において読取機による改札を受けて入場した乗客にあっては、接続駅において本市高速鉄道の列車に乗車したときとする。

(乗客の同意)

第5条 乗客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(使用方法)

第6条 タッチ決済乗車券を用いて高速鉄道に乗車するときは、読取機による改札を受けて駅に入場し、同一のタッチ決済乗車券により読取機による改札を受けて出場しなければならない。連絡他鉄道との相互間で乗車する場合においても同様とする。

(使用に関する制限事項等)

第7条 1回の乗車につき、2枚以上のタッチ決済乗車券を同時に使用することはできない。

2 当局線（連絡他鉄道を含む。）又はその他の鉄道等の駅で出場時に改札を受けなかったタッチ決済乗車券を用いて再び乗車又は入場することはできない。

3 タッチ決済乗車券は、当該タッチ決済乗車券の発行者が別に定める使用制限又は停止を行った場合には、使用することができない。

- 4 タッチ決済乗車券の破損、機器の故障又は停電等によりタッチ決済乗車券の内容の読取りが不能となったときは、タッチ決済乗車券を使用することができない。
 - 5 乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
 - 6 タッチ決済乗車券と他のタッチ決済乗車券以外の乗車券等とを併せて使用することはできない。
 - 7 有効期限の定めのあるタッチ決済乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできない。
 - 8 偽造、変造又は不正に作成されたタッチ決済乗車券を使用することはできない。
 - 9 タッチ決済乗車券に名義人が存在する場合において、当該名義人以外が当該タッチ決済乗車券を使用することはできない。
- (取扱いの制限又は停止)

第8条 乗客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車の一時停止
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法及び入出場方法又は乗車する車両等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅等に掲示する。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、本市はその責めを負わない。
- (利用履歴の確認)

第9条 乗客は、管理サーバと接続する Web サイト等でタッチ決済乗車券の利用履歴を確認することができる。

(料金)

- 第10条 タッチ決済乗車券を用いて乗車する場合の乗車料金(以下「料金」という。)は、高速鉄道乗車料規程第3条第1項第1号に定める当該乗車区間の大人の普通乗車券の料金とする。
- 2 タッチ決済乗車券による乗車により発生した料金は、当該発行者が、本市に立替払いをするものとする。

3 前項の立替払いにより、発行者は、タッチ決済乗車券により乗車した乗客に対して、求償債権を取得するものとする。

4 タッチ決済乗車券による乗車により発生した料金債権は、1日単位で集計するものとする。

5 発行者からタッチ決済乗車券により乗車した乗客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

(機器類の故障時)

第11条 読取機又は自動改札機が故障等により使用できない場合は、料金をタッチ決済乗車券以外で収受することができる。

(効力)

第12条 第6条の規定により使用する場合のタッチ決済乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする

(2) 1つのタッチ決済乗車券につき、同時に1人のみ、入場処理を行うことができる

(3) 途中下車の取扱いはしない

(4) 入場後は、当日に限り有効とする

(無効)

第13条 タッチ決済乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) タッチ決済乗車券をその使用条件に基づかないで使用した場合

(2) 旅行開始後のタッチ決済乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(3) 連絡他鉄道以外の交通機関との相互間において乗車した場合

(4) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 偽造、変造又は不正に作成されたタッチ決済乗車券を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する料金及び割増料金の徴収等)

第14条 前条の規定によりタッチ決済乗車券を無効とした場合は、高速鉄道乗車料規程第26条の規定を適用する。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 15 条 乗客がタッチ決済乗車券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の往復の普通料金を現金で支払い、タッチ決済乗車券の入場記録の取消処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第 16 条 タッチ決済乗車券を用いて乗車した乗客は、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかの取扱いを請求することができる。

- (1) 旅行開始駅までの無賃送還
- (2) 旅行開始駅に至る途中駅までの無賃送還
- (3) 不通区間の別途旅行

2 振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱いは別に定めるところによる。

(免責事項)

第 17 条 タッチ決済乗車券において、発行者に起因する乗客の損害または発行者のサービス機能にかかわる乗客の損害等については、本市はその責めを負わない。

2 この規程に定めのない、タッチ決済乗車券を使用したサービス（本市が提供するものを除く。）に関して生じた乗客の損害等については、本市はその責めを負わない。

(施行細目の委任)

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第11号

神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程

神戸市交通局電子署名規程（平成25年12月16日交規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（電子署名） 第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、経営企画課長を経由しての交通事業管理者の承認（次条において「交通事業管理者の承認」という。）を得たものについては、他の方法により電子署名を行うことができる。 <u>2 経営企画課長は、前項ただし書きの合議を得たものについて、当該電子</u>	（電子署名） 第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、経営企画課長を経由しての交通事業管理者の承認（次条において「交通事業管理者の承認」という。）を得たものについては、他の方法により電子署名を行うことができる。

<u>署名を行うシステムの名称、所管課等を管理台帳に登録しなければならない。</u> 第5条 [略] 2 [略] 3 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日<u>時点における保管する電子署名カードの名称、数量等を経営企画課長に報告しなければならない。</u> <u>第7条 削除</u> 第7条 [略] 第8条 [略] 第9条 [略]	第5条 [略] 2 [略] 3 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日<u>に経営企画課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。</u> <u>(非カード型電子署名に係る届出)</u> <u>第7条 非カード型電子署名管理者は、第3条ただし書きの規定により他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行うこととなったときは、あらかじめ、別に定める所要事項を経営企画課長に届け出なければならない。</u> <u>2 経営企画課長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を管理台帳に登録しなければならない。</u> 第8条 [略] 第9条 [略] 第10条 [略]
---	--

(電子署名の廃止) <u>第10条</u> <u>カード型電子署名管理者は電子署名カードの使用を廃止する場合は、経営企画課長に別に定める様式により届け出なければならない。</u> <u>2 第3条第2項により、管理台帳に登録されたシステムの所管課長は、当該電子署名の方法を廃止する場合は、別に定める様式により経営企画課長に届け出なければならない。</u> <u>第11条</u> [略] <u>第12条</u> [略]	(電子署名の廃止) <u>第11条</u> <u>電子署名カードの使用を廃止する場合及び第3条ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行わないこととする場合は、経営企画課長に別に定める様式により届け出なければならない。</u> <u>第12条</u> [略] <u>第13条</u> [略]
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第12号

神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

神戸市交通局広告取扱規程（昭和39年3月交規程第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（広告の管理等経費）</u> <u>第16条 管理者が必要と認めるとき</u> <u>は、広告者に対して広告の維持管理</u> <u>にかかる費用の一部の負担を求める</u> <u>ことができる。</u> <u>2 前項の場合においては、広告者は</u> <u>別に定めるところにより管理等経費</u> <u>を支払う。</u> <u>第17条</u> [略] 別表（第6条、<u>第7条</u>関係）広告の種別及び料金 1 乗合自動車	<u>第16条</u> [略] 別表（第6条関係）広告の種別及び料金 1 乗合自動車

種別		規格 (縦× 横) 単位 ミリ メー トル	掲出単位	料金 (単 位 円)
車 内	[略]	[略]	[略]	[略]
	中吊広告 7 B	[略]	[略]	[略]
	窓ステッ カー広告	[略]	[略]	[略]
車 外				

種別		規格 (縦× 横) 単位 ミリ メー トル	掲出単位	料金 (単 位 円)
車 内	[略]	[略]	[略]	[略]
	中吊広告 7 B	[略]	[略]	[略]
	中吊4連 貼(A)	364×515	(営業所 単位) 石屋川・中 央・中央 南・松原 1車・4 枚・1箇月	1,200
	中吊4連 貼(B)	364×515	(営業所 単位) 魚崎・落 合・垂水・ 西神・清水 が丘 1車・4 枚・1箇月	1,000
	窓ステッ カー広告	[略]	[略]	[略]
	大型窓ス テッカー 広告	—	1車・1 枚・1箇月	20,400
車 外	歩新大 道型	600×2,500	1車・1 枠・1箇月	10,000

				側	大型	600×	1 車 ・ 1	4,700
				パ		1,500	枠 ・ 1 箇月	
				ネ				
				ル				
				広				
				告				
				車	新 大	600 ×	1 車 ・ 1	9,000
				道	型	2,500	枠 ・ 1 箇月	
				側	大型	600×	1 車 ・ 1	4,300
				パ		1,500	枠 ・ 1 箇月	
ネ								
ル								
広								
告								
				外	大型	450 ×	1 車 ・ 1	7,200
				側		2,500	枚 ・ 1 箇月	
				シ	中型	450×	1 車 ・ 1	3,600
				一		1,600	枚 ・ 1 箇月 ～	
				ト				4,000
				広				
				告				
				後 面 パ ネ	455×	1 車 ・ 1	3,600	
				ル 広 告	606	枠 ・ 1 箇月		
				後 面 帯 型	200×	1 車 ・ 1	3,500	
パ ネ ル 広	1,200	枠 ・ 1 箇月						
告								

2 高速鉄道

(1) 車両広告

種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリ メー トル	掲出単位	料金 (単 位 円)
[略]	[略]	[略]	[略]
中吊広告4C	[略]	[略]	[略]
中吊広告7C	364 × 515	西神・山手 線及び北 神線全車 両・2枚・ 7日	230,000
中吊広告『K OBE7』	[略]	[略]	[略]

2 高速鉄道

(1) 車両広告

種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリ メー トル	掲出単位	料金 (単 位 円)
中吊広告2C	364 × 515	西神・山手 線及び北 神線全車 両・2枚・ 2日	100,000
[略]	[略]	[略]	[略]
中吊広告4C	[略]	[略]	[略]
中吊広告『K OBE7』	[略]	[略]	[略]
スポット中 吊広告	364 × 515	西神・山手 線及び北 神線全車 両・2枚・ 2箇月間 に6回掲	360,000

[略]	[略]	[略]	[略]
ドア上広告	180 × 1,060		
		西神・山手 線及び北 神線全車 両・1枚・ 1箇月	283,0 00
		[略]	55,00 0
		[略]	294,0 00
ドア上広告 長期	180 × 1,060	西神・山手 線及び北 神線全車 両・1枚・	256,0 00

		出	
[略]	[略]	[略]	[略]
ドア上広告	180 × 1,060	西神・山手 線及び北 神線のう ち5編成 全車両・1 枚・1箇月	39,00 0 ~ 43,00 0
		西神・山手 線及び北 神線全車 両・1枚・ 1箇月	480,0 00 ~ 283,0 00
		海岸線全 車両・1 枚・1箇月	50,00 0 ~ 55,00 0
		西神・山手 線、北神 線及び海 岸線全車 両・1枚・ 1箇月	226,0 00 ~ 294,0 00

		6 箇 月 以 上 申 込 ・ 1 箇 月 料 金					
		海 岸 線 全 車 両 ・ 1 枚 0 6 箇 月 以 上 申 込 ・ 1 箇 月 料 金	50,000				
		西 神 ・ 山 手 線、北 神 線 お よ び 海 岸 線 全 車 両 ・ 1 枚 6 箇 月 以 上 申 込 ・ 1 箇 月 料 金	266,000				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				車 両 外 側 ス テ ッ カ ー 広 告	728×515	西 神 ・ 山 手 線 及 び 北 神 線 1 編 成 6 両 ・ 36 枚 ・ 1 箇 月 海 岸 線 1 編 成 4 両 ・ 24 枚 ・ 1 箇 月	125,000 51,600

[略]	[略]	[略]	[略]
トレインビ ジョン	[略]	[略]	250,0 00

[略]	[略]	[略]	[略]
トレインビ ジョン	[略]	[略]	80,00 0 ~ 250,0 00
妻部枠	241×5 23	西神・山手 線及び北 神線のう ち5編成 全車両・2 枚・1箇所	42,00 0

(2) 駅舎広告

種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリ メー トル	掲出単位	料金 (単 位 円)
[略]	[略]	[略]	[略]
KOBE PREMIUM BOARD	[略]	24枚・7日	230,0 00
[略]	[略]	[略]	[略]
パネル看板	[略]	[略]	[略]

(2) 駅舎広告

種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリ メー トル	掲出単位	料金 (単 位 円)
[略]	[略]	[略]	[略]
KOBE PREMIUM BOARD	[略]	4枚～24 枚・7日	88,00 0 ~ 300,0 00
[略]	[略]	[略]	[略]
コンコース パネル看板	[略]	[略]	[略]

電子看板 (デジタル サイネー ジ)	[略]	西神・山手 線 新 神 戸 駅・三宮 駅・学園都 市駅・西神 南駅・西神 中 央 駅 各 駅 1 枠・ 15秒・1 週 ～ 4 週	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
改札機ステ ッカー広告	[略]	[略]	[略]

プラットホ ームパネル 看板	—	1 枠・3 箇 月	36,00 0 ～ 90,00 00
電子看板 (デジタル サイネー ジ)	[略]	西神・山手 線 新 神 戸 駅・三宮 駅・名谷 駅・学園都 市駅・西神 南駅・西神 中 央 駅 各 駅 1 枠・ 15秒・1 週 ～ 4 週	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
改札機ステ ッカー広告	[略]	[略]	[略]
アドコラム	—	西神・山手 線三宮駅・ 3 本 ～ 6 本・1 週～ 4 週	300 , 000 ～ 700,0 00
三宮駅ホー ム柱巻き	—	3 本・1 週 ～ 4 週	200,0 00 ～ 400,0 00

				三宮駅ホーム半巻き	—	22本	200,000 ~ 400,000
学園都市駅柱巻き広告	[略]	[略]	[略]	学園都市駅柱巻き広告	[略]	[略]	[略]
				ルーフアド	780×7,500	西神・山手線三宮駅・1 ~ 5枚・1箇所	90,000 ~ 350,000
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				イベントブース	—	西神・山手線新神戸駅・総合運動公園駅・西神中央駅・1日	20,000 ~ 30,000
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ホーム柵シート広告	930×1,315	西神・山手線三宮駅・名谷駅・西神中央駅・10 ~ 17枚・2週間	140,000 ~ 340,000	ホーム柵臨時シート広告	—	西神・山手線三宮駅・2週間	100,000 ~ 600,000

		西神・山手280,0 線・新神戸00 ～ 駅・板宿350,0 駅・妙法寺00 駅・学園都 市駅・2 ～ 3枚・12箇 月	
		西神・山手200,0 線・県庁前00 ～ 駅・大倉山250,0 駅・湊川公00 園駅・長田 駅・総合運 動公園駅・ 西神南駅・ 2 ～ 3 枚・ 12箇月	
		西神・山手144,0 線・上沢00 ～ 駅・伊川谷180,0 駅・北神00 線・谷上 駅・2 ～ 3 枚・12箇月	
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]

三宮駅東3 番版出口付 近壁面広告 スペース				三宮駅東3 番版出口付 近壁面広告 スペース	[略]	[略]	[略]
				三宮駅フー ッグ広告		15枠・1 週～4週	100,0 00～ 300,0 00
三宮ホーム DS-1・DS-2	[略]	[略]	[略]	三宮ホーム デジタルサ イネージ20	[略]	[略]	[略]

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第13号

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月5日交規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入札保証金の納付に代わる担保の提供） 第8条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の14</u>の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に应じ各号に定める額とする。 （1）～（4）〔略〕 （契約締結の手続） 第20条 落札者は、落札決定の日から	（入札保証金の納付に代わる担保の提供） 第8条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の15</u>の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に应じ各号に定める額とする。 （1）～（4）〔略〕 （契約締結の手続） 第20条 落札者は、落札決定の日から

10日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

（随意契約）

第26条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）
第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

表〔略〕

2 管理者は、令第21条の13第1項第3号及び第4号に規定する契約（同項第1号に規定する契約を除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする

5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

（随意契約）

第26条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）
第21条の14第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

表〔略〕

2 管理者は、令第21条の14第1項第3号及び第4号に規定する契約（同項第1号に規定する契約を除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする

る。

(1)～(7) [略]

3～6 [略]

(延滞違約金)

第33条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によつて履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2～4 [略]

(部分払)

第42条 [略]

2 [略]

3 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は次項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は次項の部分払の額から控除する。

4 [略]

(検査員の職務)

る。

(1)～(7) [略]

3～6 [略]

(延滞違約金)

第33条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によつて履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額を延滞違約金として徴収する。

2～4 [略]

(部分払)

第42条 [略]

2 [略]

3 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は第5項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は第5項の部分払の額から控除する。

4 [略]

(検査員の職務)

第65条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、<u>検査のうち工事及び工事に関する調査等（工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計をいう。以下同じ。）の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。</u> 4、5 [略] (立会人) 第66条 [略] 2 前項の規定は、<u>検査のうち工事及び工事に関する調査等の請負契約に係るものについては、適用しない。</u> 3 [略]	第65条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、<u>工事の請負契約に係る検査の場合は、立会人の立会いを求めることを要しない。</u> 4、5 [略] (立会人) 第66条 [略] 2 前項の規定は、<u>工事の請負契約に係る検査については適用しない。</u> 3 [略]
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の神戸市交通局契約規程第20条、第33条第1項、第65条第3項及び第66条第2項の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあたっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

神戸市交通局事業者選定委員会規程をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第14号

神戸市交通局事業者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第2の表に規定する神戸市交通局事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を交通事業管理者（以下「管理者」という。）が設置した場合に、同条例第2条の規定に基づき委員会の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、諮問事項ごとに、それぞれ20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会の委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他管理者が特に必要があると認める者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問事項に係る事業者が選定される日又は諮問事項に関する調査審議が終了する日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等に関する協議の要請）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

（除斥）

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。

（会議の公開等）

第8条 委員会の会議は、これを非公開とする。ただし、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、当該諮問事項に係る事務を担当する課において処理する。

（施行細目の委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第6号

路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
1 普通区（均一制）の運転系統及び料金			1 普通区（均一制）の運転系統及び料金		
料金 210円			料金 210円		
系統番号	区間	主な経由地	系統番号	区間	主な経由地
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			2の3	阪急六甲～磯上公園前	青谷
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
6	松原通5丁目～ <u>松原通5丁目</u>	兵庫駅前、重池町1丁目、 <u>地下鉄長田駅前</u> 、 <u>塚本通8丁目</u>	6	松原通5丁目～ <u>兵庫駅前</u>	兵庫駅前、重池町1丁目、 <u>湊川公園西口</u>
6の1	松原通5丁目～松原通5丁目	兵庫駅前、重池町1丁目、地下鉄長田駅前、水木小学校前			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
9	吉田町1丁目～ <u>吉田町1丁目</u>	兵庫駅前、湊川公園西口、 <u>中央市場前</u>	9	吉田町1丁目～ <u>神戸駅前</u>	兵庫駅前、湊川公園西口、 <u>平野</u>
			9の1	吉田町1丁目～神戸駅前	兵庫駅前、水木小学校前、地下鉄長田駅前、湊川公園西口、平野
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	神戸駅前～ <u>松原通5丁目</u>	新開地、 <u>板宿</u> 、 <u>大田町2丁目</u>	11	神戸駅前～板宿	新開地
11の1	神戸駅前～松原通5丁目	新開地、板宿、山下町4丁目			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			43	サンシャインワーフ～サンシャインワーフ	神大深江キャンパス前、JR本山駅前
44	松原通5丁目～松原通5丁目	新長田駅前、地下鉄長田駅前			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

65の 1	[略]	[略]
69	西市民病院前～西市民病院前	地下鉄長田駅前、新長田駅前
69の 1	新長田駅前～西市民病院前	西代、地下鉄長田駅前
69の 2	西市民病院前～新長田駅前	地下鉄長田駅前、東尻池 2 丁目
[略]	[略]	[略]
92の 2	石屋川車庫前～元町 1 丁目	布引、 <u>楠丘町 2 丁目</u>
93	吉田町 1 丁目～吉田町 1 丁目	兵庫駅前、地下鉄長田駅前
[略]	[略]	[略]
96	<u>松原通 5 丁目</u> ～神戸駅前	七宮町
[略]	[略]	[略]

65の 1	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
92の 2	<u>楠丘町 2 丁目</u> ～元町 1 丁目	布引
[略]	[略]	[略]
96	神戸駅前～神戸駅前	七宮町、 <u>新長田駅前</u>
[略]	[略]	[略]

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、同規定に基づき告示する。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

受託者及び指定日	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真 令和6年4月1日	定期券発売所運営業務	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦 令和6年4月1日	定期券発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫 令和6年4月1日	共用乗車券発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市北区山田町下谷上字箕谷35 みつや商店 福井 裕蔵 令和6年4月1日	市バス定期券取次発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦 令和6年4月1日	カード発売業務 定期券発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長 鳥居 祐典 令和6年4月1日	定期券発売業務	令和6年4月1日から 令和7年7月31日まで
長野県松本市大字島内3443番地13 株式会社甲南チケット 代表取締役 藤巻 好仁 令和6年4月1日	カード発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市須磨区須磨浦通4丁目6-13 ディスカウントチケット おいで家 代表者 淵上 祐一 令和6年4月1日	カード発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市中央区中町通4丁目2-23 ファッション リフォーム メトロ 代表者 小林 展子 令和6年4月1日	カード発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市東灘区渦森台2丁目20-509 アールユーコーポレーション 代表者 瓜谷 龍太郎 令和6年4月1日	カード発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 579-9 合同会社グループコーポレーション 代表者 吉村 雅敏 令和6年4月1日	カード発売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
東京都新宿区西新宿七丁目 5番25号 ヒューマンアカデミー株式会社 代表取締役 川上 輝之 令和6年4月1日	グッズ、企画乗車券発売業務	令和5年10月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市福島区鷺洲1丁目1番31号 株式会社阪神コンテンツリンク 執行役員 西山 剛 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大阪市西区西本町3丁目1番14号松屋レジ デンス1階 有限会社レールクラフト 代表取締役 松谷 直樹 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号 総合製作サークル幻視工房 代表 中野 雄基 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 上門 一裕 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
東京都大田区平和島 5丁目4番1号 株式会社はとバスエージェンシー 代表取締役 野嶋 俊成 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
東大阪市菱江2丁目4番10号 Sanyo トラフィコ株式会社 代表取締役 森園 昌弘 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番3号 阪急三番 街 株式会社 紀伊國屋書店 梅田本店 店長 長谷川 紀雄 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大阪市西淀川区柏里2丁目3番9号 松本商事株式会社 代表取締役 松本 信弘 令和6年4月1日	企画商品販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番35号 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役社長 山中 直義 令和6年4月1日	企画乗車券販売業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソンエンタテインメント 代表取締役社長 野口 透 令和6年4月1日	会費徴収業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大阪市北区中崎西2丁目4番12号 阪急阪神マーケティングソリューションズ 株式会社 代表取締役 上田 均 令和6年4月1日	広告取扱業務及び業務広告掲 出撤去業務	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市北区梅田3丁目3番10号 双日ライフワン株式会社 代表取締役 梅田 毅 令和6年4月1日	Uライン三宮ビル総合管理業 務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市中央区港島中町6丁目9番1 株式会社こうべ未来都市機構 代表取締役社長 山平 晃嗣 令和6年4月1日	パーティ管理業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

神戸市交通告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定について、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月26日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

指定納付受託者	委託業務	指定日	委託期間
名古屋市西区牛島町6番1号 トヨタファイナンス株式会社 代表取締役社長 西 利之	定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金	令和5年4月1日	令和4年6月1日から 令和6年5月31日まで
東京都港区南青山5丁目1-22 青山ライズスクエア株式会社 ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等による乗車料金		
大阪市中央区今橋四丁目5番15号 三井住友カード株式会社 代表取締役社長 大西 幸彦	市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等による乗車料金	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅についての一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通告示第9号

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅についての一部を改正する告示

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅について（平成14年6月神交告示第1号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		
3 <u>削除</u>		
4 [略]		
5 本市乗合自動車と他鉄道が連絡し、定期券を発売する場合		
本市乗合自動車	接続駅	他鉄道
普通区	甲南山手から須磨 (和田岬を除く)	JR西日本 東海道線：草津から神戸 山陽線：神戸から相生 兵庫から和田岬 山陰線：京都から保津 峡 奈良線：京都から桃山 福知山線：尼崎から宝塚 東西線：全線 片町線：同志杜前から京橋 大阪環状線：全線 桜島線：全線 関西線：奈良からJR難波 阪和線：天王寺から杉本町 おおさか東線：新大阪から久宝寺

改正前

3 本市高速鉄道と他鉄道及び他乗合自動車と連絡し、定期券を発売する場合

鉄道	接続駅	鉄道	他乗合自動車
		接続駅	
本市高速 鉄道（谷 上駅を除 く）	三宮（※）	阪急電鉄	阪急バス
		阪急電鉄及び阪急バスが定める路線及び接続駅	
	三宮（※）	阪急電鉄	伊丹市交通局
		阪急電鉄及び伊丹市交通局が定める路線及び接続 駅	
	三宮（※）	阪急電鉄	近鉄バス
		阪急電鉄及び近鉄バスが定める路線及び接続駅	

※三宮に三宮・花時計前を含む。

備考：神戸市交通局での発売は、行わない。

4 [略]

5 本市乗合自動車と他鉄道が連絡し、定期券を発売する場合

本市乗合自動車	接続駅	他鉄道
普通区	甲南山手から須磨 （和田岬を除く）	JR西日本 東海道線：草津から神戸 山陽線：神戸から相生 兵庫から和田岬 山陰線：京都から保津 峡 奈良線：京都から桃山 福知山線：尼崎から宝塚 東西線：全線 片町線：同志杜前から

		京 橋 大阪環状線：全線 桜島線：全線 関西線：奈良からJR難波 阪和線：天王寺から杉本町 おおさか東線：新大阪から久宝寺	
	岡本から神戸三宮	阪急電鉄全線	

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第9号

神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則

神戸市教職員の厚生制度に関する規則（平成29年3月教育委員会規則第12号）
を全部改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、教職員の相互扶助及び厚生を増進を図る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、本市職員であって地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項に規定する公立学校共済組合の組合員である職員（以下「職員」という。）に適用する。

（事業の実施）

第3条 第1条に規定する事業は、公立学校共済組合により実施するほか、職員を一般財団法人兵庫県学校厚生会（以下「学校厚生会」という。）に加入させ、学校厚生会により実施するものとする。

（報告）

第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、学校厚生会に対して、事業の報告を求めることができるものとする。

（雑則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日より施行する。

教育長権限事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育長訓令甲第3号

教育長権限事務委任規程の一部を改正する訓令

教育長権限事務委任規程（昭和42年7月教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委任事項・受任職員） 第2条 [略] 2 <u>職員が通勤の用に供している自動車及び原動機付自転車その他の原動機付の交通用具を教育財産たる勤務公署等の敷地内に駐車することに関する使用許可申請の受理及びその許可に関する事務は、当該校園長に委任する。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、異例に属するものの事務処理について</u>	（委任事項・受任職員） 第2条 [略] 2 <u>前項の規定にかかわらず、異例に属するものの事務処理については、</u>

は、教育長の決裁を経てこれを行う
ものとする。

教育長の決裁を経てこれを行うもの
とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市固定資産評価審査委員会 委員長 植木 剛

神戸市固定資産評価審査委員会規程第1号

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

神戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年9月固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員会の書記等の設置） 第6条 [略] 2、3 [略] 4 嘱託は、審査申出書の受付事務に従事するものとし、<u>固定資産税企画課、固定資産税第1課、固定資産税第2課及び固定資産税第3課</u>に配置する。	（委員会の書記等の設置） 第6条 [略] 2、3 [略] 4 嘱託は、審査申出書の受付事務に従事するものとし、<u>固定資産税課</u>に配置する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

保健所訓令甲第1号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

保健所長 楠 信 也

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

保健所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月保健所訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長の専決事項） 第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 課長共通専決事項 [略]	（課長の専決事項） 第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 課長共通専決事項 [略] <u>保健課長専決事項</u> <u>(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年4月1日。以下「規則」という。）第35条第7号に規定する不正利得の徴取、第9号に規定する診療</u>

報酬の支出、第10号に規定する療養費の支給、第11号に規定する障害補償費の支給、第13号に規定する遺族補償費の支給、第14号に規定する遺族補償一時金の支給、第15号に規定する児童補償手当の支給、第16号に規定する療養手当の支給、第17号に規定する葬祭料の支給並びに第21号に規定する事務手数料の支出に関すること。

(2) 規則第41条第1項第1号に規定する特定医療費の支給、第2号に規定する支給認定、第3号に規定する審査、第4号に規定する指定医療機関の選定、第5号に規定する医療受給者証、第7号に規定する支給認定の変更、第8号に規定する支給認定の取消し、第9号に規定する指定医療機関の指定の制限、第14号に規定する指定の取消し等並びに第15号に規定する公示に関すること。

(3) 規則第41条第2項第1号に規定する指定医の指定、第2号に規定する指定の辞退及び取消し、第3号に規定する公表並びに第4号に規定する医療受給者証の再交付に関すること。

保健所保健課課長（予防衛生担当）
専決事項

(1) 規則第7条第23号に規定する結核指定医療機関の指定に関すること。

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年4月1日。以下「規則」という。）第35条第7号に規定する不正利得の徴取、第9号に規定する診療報酬の支出、第10号に規定する療養費の支給、第11号に規定する障害補償費の支給、第13号に規定する遺族補償費の支給、第14号に規定する遺族補償一時金の支給、第15号に規定する児童補償手当の支給、第16号に規定する療養手当の支給、第17号に規定する葬祭料の支給並びに第21号に規定する事務手数料の支出に関すること。

保健所保健課課長（保健事業推進担当）専決事項

(1) 規則第41条第1項第1号に規定する特定医療費の支給、第2号に規定する支給認定、第3号に規定する審査、第4号に規定する指定医療機関の選定、第5号に規定する医療受給者証の交付、第7号

保健所保健課課長（予防衛生担当）
専決事項

規則第7条第23号に規定する結核指定医療機関の指定に関すること。

に規定する支給認定の変更、第8号に規定する支給認定の取消し、第9号に規定する指定医療機関の指定の制限、第14号に規定する指定の取消し等並びに第15号に規定する公示、第17号に規定する療養生活環境整備事業（指定難病要支援者証明事業に限る。）に関すること。

(2) 規則第41条第2項第1号に規定する指定医の指定、第2号に規定する指定の辞退及び取消し、第3号に規定する公表並びに第4号に規定する医療受給者証の再交付に関すること。

医務薬務課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 規則第33条第3号に規定する変更の届出の受付に関すること。

(10)～(12) [略]

食品衛生課長専決事項 [略]

環境衛生課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 規則第42条に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

医務薬務課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 規則第33条第3号に規定する変更の届出の受付、第9号に規定する検体検査用放射性同位元素の設置等の届出に関すること。

(10)～(12) [略]

食品衛生課長専決事項 [略]

環境衛生課長専決事項

(1)～(7) [略]

精神保健福祉センター所長専決事項 [略] 衛生監視事務所長共通専決事項 (1)～(21) [略] (22) 規則第43条第1号に規定する輸出証明書の発行、第2号に規定する施設の確認、第3号に規定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関する事(食品衛生課長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。) 健康科学研究所長専決事項～保健福祉課課長共通専決事項 [略] (専決事項の代決) 第7条 <u>部長又は課長に事故があるときは、神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の規定に基づきその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。</u> 2 [略]	精神保健福祉センター所長専決事項 [略] 衛生監視事務所長共通専決事項 (1)～(21) [略] (22) <u>規則第42条に規定する報告の徴収及び立入検査に関する事と。</u> (23) 規則第43条第1号に規定する輸出証明書の発行、第2号に規定する施設の確認、第3号に規定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関する事(食品衛生課長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。) 健康科学研究所長専決事項～保健福祉課課長共通専決事項 [略] (専決事項の代決) 第7条 <u>部長又は課長に事故があるときは、神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第219条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。</u> 2 [略]
---	---

(施行期日)

- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。